



TOKACHI SHINKUMI DISCLOSURE2026

十勝信用組合の現況 令和7年4月1日～令和8年3月31日





目 次 Contents

ごあいさつ	2
経営理念、基本方針、沿革・歩み	3
組合概況、事業の組織図、役員の一覧、会計監査人の名称	4
事業概況、主要な経営指数の推移	5
自己資本の充実の状況	6
不良債権等の対応	7
リスク管理体制について	8～11
コンプライアンス（法令等遵守）体制について	12～14
総代会制度について	15
主要な事業の内容	16
商品・各種サービスのご案内	17～18
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況	19～21
文化的・社会的貢献やその他地域貢献に関する取組み	22
苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	23
資料編	24～44
報酬体系について	45
法定開示項目一覧	46
営業地区・店舗、トピックス	47
店舗一覧表	48



ごあいさつ

日頃より格別のお引き立てを賜り、心から厚くお礼申し上げます。
本年も十勝信用組合の現況について、ディスクロージャー誌を作成いたしました。
本誌を通じ当組合へのご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

さて、令和7年度の国内及び道内経済におきましては、政府において中小企業等の経営基盤の強化、成長の支援、地方創生の推進などの経済対策を公表し、国内の景気は、賃金・所得の増加、生産性の向上を重視する方針が示される中で、緩やかに回復しています。また、総合経済対策による物価高対策及び生活支援は、個人消費の回復を後押しするものと思われませんが、昨今の中東情勢の悪化により、景気動向の不透明感が懸念されます。

こうした中、地域の担い手たる中小・小規模事業者においては、足元の米国関税政策の影響による先行きの不確実性に加え、円安・物価高の継続や慢性的な人手不足を背景とした賃上げ等によるコストの増加など、依然として厳しい経営環境が続いています。

十勝経済については安定した農畜産物取扱高が下支え、コロナ禍の影響が依然みられるものの、個人消費や観光関連等の持ち直し、公共事業の増加や生乳生産性の増加等もあり、経済活動が緩やかに正常化に向かいつつあります。

このような情勢下、当組合として地元企業に対し、顧客の課題を聞き取り迅速な対応を心がけてまいりました結果、業績面では、当年度末預金残高は前期比1.81%増の652億14百万円、貸出金残高は前期比4.56%増の523億42百万円となりました。

収益面では、本業である貸出金利息の増加により、金融機関の実質的な収益力を示すコア業務純益は対前期比1億1百万円増の4億63百万円、税引前当期純利益は対前期比1億33百万円増の4億83百万円、当期純利益は対前期比90百万円増の3億53百万円と黒字計上は18期連続となりました。

令和8年度70周年を迎える当組合は「十勝に寄り添いこれからも」のキャッチフレーズの下、最も身近な金融機関として、事業者が抱える経営課題を的確に把握し、事業環境の変化への対応、物価高騰による企業経営への影響等の資金相談態勢により、更なる、組合員、中小・小規模事業者へのできる限りの支援を発揮し、使命・役割を果たすことで、地域の皆様から信頼と期待される金融機関を目指すことに努めてまいりますので変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月

十勝信用組合

理事長 橋場 幸一

経営理念

1 存在意義

常に、きめ細かな心の通った金融事業を通じて、
取引先の繁栄と地域社会発展のため努力する。

2 行動規範

当組合で働く者は、金融業務のプロとして
恥ずかしくないように常に自己研鑽に励むものとする。

3 経営姿勢

組合の永遠の発展のため、健全経営をはかり、
役職員の生活向上を目指して努力する。



基本方針

十勝信用組合は役職員の心を合わせ、相互扶助の精神に基づき地域の皆様から信頼され、且つ、必要とされる金融機関として、地域経済の発展に努めると共に、組合員の経済的地位の向上を図る事とする。

沿革・歩み

昭和	31年 8月	帯広市西1条南12丁目に開店	平成	22年 11月	井上潔元理事長「黄綬褒章」受章
	37年 11月	緑ヶ丘出張所開店(昭和41年10月3日に支店に昇格)		24年 5月	高木喜一元理事長「旭日双光章」受章
	39年 11月	北出張所開店(昭和42年9月に支店に昇格)		24年 12月	経営革新等支援機関として認定を受ける
	42年 11月	幕別支店開店		25年 2月	でんさいネット(全銀電子記録債権)開業に合わせて取扱開始
	43年 11月	本店、現在地に移転開店		25年 11月	高橋克弘前理事長「黄綬褒章」受章
	50年 12月	上士幌支店開店		26年 11月	啓北支店、現在地に移転開店
	52年 11月	南支店開店		27年 8月	(株)日本政策金融公庫と地方創生に関する業務提携締結
	55年 12月	西支店開店		27年 12月	インターネットバンキングサービス開始
	58年 9月	啓北支店開店		28年 11月	「大規模災害発生時の相互支援協定(協定先:北海道銀行・帯広信用金庫)」の締結
	59年 8月	全銀データ通信システム(為替)に加盟		29年 2月	創立60周年記念講演を挙行
平成	60年 8月	預金業務オンラインシステム稼働開始(全国信組共同)		29年 4月	奨学金制度「はばたき奨学金」の取扱開始
	2年 7月	銀行等業態間CD提携(MICS)業務開始	令和	30年 8月	(株)日本政策金融公庫との協調融資商品「ベストタッグ」取扱開始
	8年 11月	創立40周年記念式典を挙行		2年 3月	新型コロナウイルス対応緊急資金取扱開始
	10年 6月	北海道拓殖銀行春駒橋支店跡に緑ヶ丘支店移転		2年 9月	西支店、現在地に移転開店
	12年 4月	郵貯とのCDオンライン提携業務開始		3年 5月	(株)日本政策金融公庫との協調融資商品「事業承継」取扱開始
	14年 1月	損害保険窓販業務開始		3年 7月	南支店、現在地に移転開店
	14年 12月	上士幌支店改築開店		4年 11月	電子交換所運営開始
	15年 4月	インターネットホームページに経営情報の開示開始		5年 6月	橋場幸一 理事長に就任
	16年 4月	中小企業金融公庫・釧路信組・十勝信組において業務提携・協力について覚書を締結		5年 7月	高橋克弘 理事会長(非常勤)に就任
	16年 11月	監査法人 トーマツと監査契約の締結		6年 5月	高橋克弘 理事会長「旭日双光章」受章
	16年 12月	決済用預金(無利息型普通預金)の取扱を開始		7年 9月	「危機事象発生における業務連携に関する覚書(協定先:(株)日本政策金融公庫・帯広信用金庫)」の締結
	17年 6月	本店建物改修		8年 1月	北海道銀行とのATM相互利用による現金自動引出し提携サービス開始
	17年 9月	「十勝しんくみ まごころ相談室」及び「しんくみ利用者相談室」の開設		8年 4月	北支店、サテライト店として運営開始
	18年 1月	ATMによる他行振込カード利用開始		8年 4月	ビジネスカジュアル導入
	18年 2月	一時払い終身生命保険の取り扱い開始			
	18年 11月	創立50周年記念式典を挙行			
	20年 2月	適格機関投資家の指定を受ける			
	20年 3月	北海道後期高齢者医療広域連合収納代理金融機関契約締結			

組合概況

(令和8年3月31日現在)

十勝信用組合

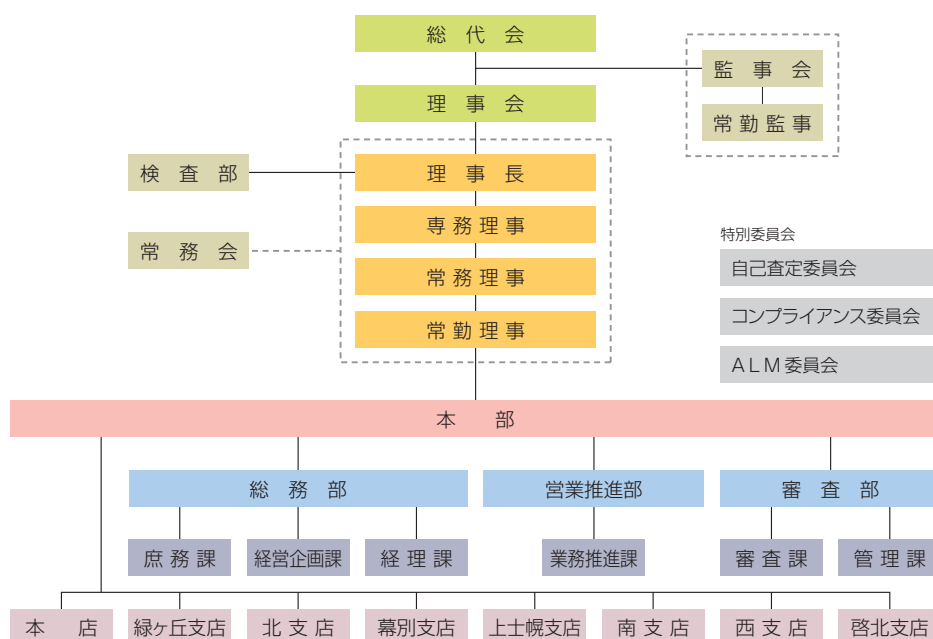
本店 〒080-0010
帯広市大通南9丁目18・20番地
TEL 0155-23-1371 (代)

設立 昭和31年8月
出資金 5億98百万円
預金残高 652億円
融資残高 523億円

職員数 77名 (男性44名・女性33名)
店舗数 8店舗
市内 本店、緑ヶ丘、北、南、西、啓北
管内 幕別、上士幌
事業内容 預金・融資・為替業務の他
(株)日本政策金融公庫等各種代理業務
商工会議所 議員

事業の組織図

(令和8年6月24日現在)



役員の一覧 [理事及び監事の氏名及び役職名]

(令和8年6月24日現在)



当組合は、職員出身者以外の理事5名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。
※協同組合による金融事業に関する法律に定める員外監事

会計監査人の名称

(令和8年6月24日現在)

有限責任監査法人 トーマツ

事業概況

預金・積金の状況

キャンペーン商品の推進と、地元金融機関として利用者の取引向上を主眼とした訪問活動を継続して行った結果、預金は期中平均残高677億97百万円（対前期比2億78百万円・0.41%増）、期末残高652億14百万円（対前期比11億62百万円・1.81%増）となりました。

貸出金の状況

地元中小・小規模事業者に対し、顧客の課題を聞き取り迅速な対応を心掛け資金支援や条件変更等に応えてきた他、個人顧客に対しては各種個人ローンの推進を積極的に行った結果、貸出金は期中平均残高498億49百万円（対前期比27億39百万円・5.81%増）、期末残高523億42百万円（対前期比22億85百万円・4.56%増）となりました。

損益面の状況

本業である貸出金利息の増加により、金融機関の実質的な収益力を示すコア業務純益は対前期比1億1百万円増の4億63百万円、税引前当期純利益は対前期比1億33百万円増の4億83百万円、当期純利益は対前期比90百万円増の3億53百万円と黒字計上は連続18期となりました。

組合員・出資金の状況

自己資本の充実を図るために、今期も前期に引続き、出資金の増強を推進致しました。

推進結果において組合員皆様のご理解とご協力を頂き、当期中に組合員数は124先増加となり、出資金額は6,932千円増加、出資金総額は598,491千円となりました。

出資配当率について

出資金の配当率は、実績等から年2%と致しました。

（単位：人、百万円）

組合員数	区 分	令和6年度		令和7年度	
		組合員数	出資金	組合員数	出資金
	個 人	10,731	459	10,843	464
	法 人	1,537	132	1,549	133
	合 計	12,268	591	12,392	598

主要な経営指数の推移

（単位：千円）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	1,224,200	1,235,760	1,260,757	1,332,606	1,658,828
経 常 利 益	341,757	374,135	352,069	350,538	483,698
当 期 純 利 益	221,394	273,541	264,923	262,795	353,183
預 金 積 金 残 高	61,854,164	63,438,161	62,482,230	64,052,274	65,214,303
貸 出 金 残 高	43,011,211	45,508,110	46,821,304	50,057,568	52,342,001
有 価 証 券 残 高	11,939,438	9,407,204	9,874,501	11,112,825	9,657,259
総 資 産 額	72,604,462	71,602,268	72,110,062	73,677,846	74,445,421
純 資 産 額	4,055,232	4,199,396	4,605,732	4,764,178	5,260,677
単体自己資本比率	10.99%	11.31%	11.30%	11.30%	12.25%
出 資 総 額	560,946	575,396	579,813	591,559	598,491
出 資 口 数	1,121,892口	1,150,793口	1,159,627口	1,183,118口	1,196,983口
出資に対する配当金	10,859	11,297	11,374	11,517	11,758
職 員 数	71人	71人	69人	72人	77人

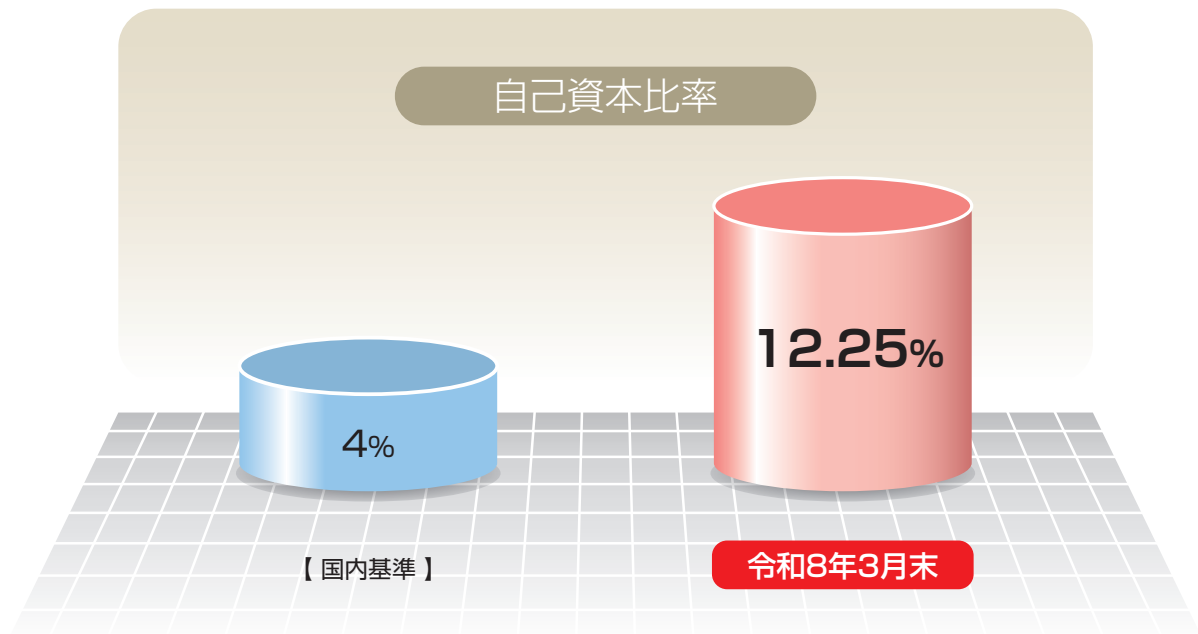
（注） 1. 残高計数は期末日現在のものです。
2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

自己資本の充実の状況

自己資本の状況

自己資本比率は、金融機関の財務体質の健全性を示す重要な指標です。

当組合の令和8年3月末の自己資本比率は、国内基準（4%）を充分上回る12.25%を確保しております。当組合は、皆様からの信頼にお応えできるよう健全性を維持し、財務体質の強化に努めてまいります。



■自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、利益剰余金及び一般貸倒引当金等により構成されています。

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、十勝管内のみを営業区域として営業を行う金融機関で、令和8年3月末の自己資本比率は、12.25%と国内基準（4%）を大きく上回っております。

これまで地域のお客様方にお持ちいただいている出資金と利益等により、自己資本充実を図り、経営の健全性・安全性を保ってきております。

尚、将来の自己資本充実策については、年度ごとの収支計画に基づいた業務推進を通じ得られる利益により資本の積上げを施策として考えております。

また、自己資本の大半は、出資金や準備金・積立金等の最も安定した基本的項目の資本で構成されております。

不良債権等の対応

当組合は、融資審査・管理能力の向上に努め、貸出債権の不良化の未然防止に努めております。また、貸出金査定業務の厳正運営により保有する資産が、どの程度の危険にさらされているかを適正に把握し、資産の健全性確保を図っております。

■協金法開示債権（リスク管理債権） 及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：百万円）

区 分		債権額 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D) (B)+(C)	保全率(%) (D)/(A)	貸倒引当金 引当率(%) (C)/(A-B)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和6年度	612	350	262	612	100.00%	100.00%
	令和7年度	497	269	228	497	100.00%	100.00%
危 険 債 権	令和6年度	425	417	5	423	99.66%	80.49%
	令和7年度	585	580	3	583	99.64%	62.87%
要 管 理 債 権	令和6年度	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	令和6年度	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和6年度	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—
開 示 債 権 計	令和6年度	1,037	767	268	1,036	99.86%	99.46%
	令和7年度	1,083	849	232	1,081	99.80%	99.09%
正 常 債 権	令和6年度	49,422					
	令和7年度	51,654					
合 計	令和6年度	50,460					
	令和7年度	52,738					

※単位未満は切り捨てて表示しております。また率は小数点第3位を四捨五入しております。

- （注） 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りがでない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

■貸出金償却の額

（単位：百万円）

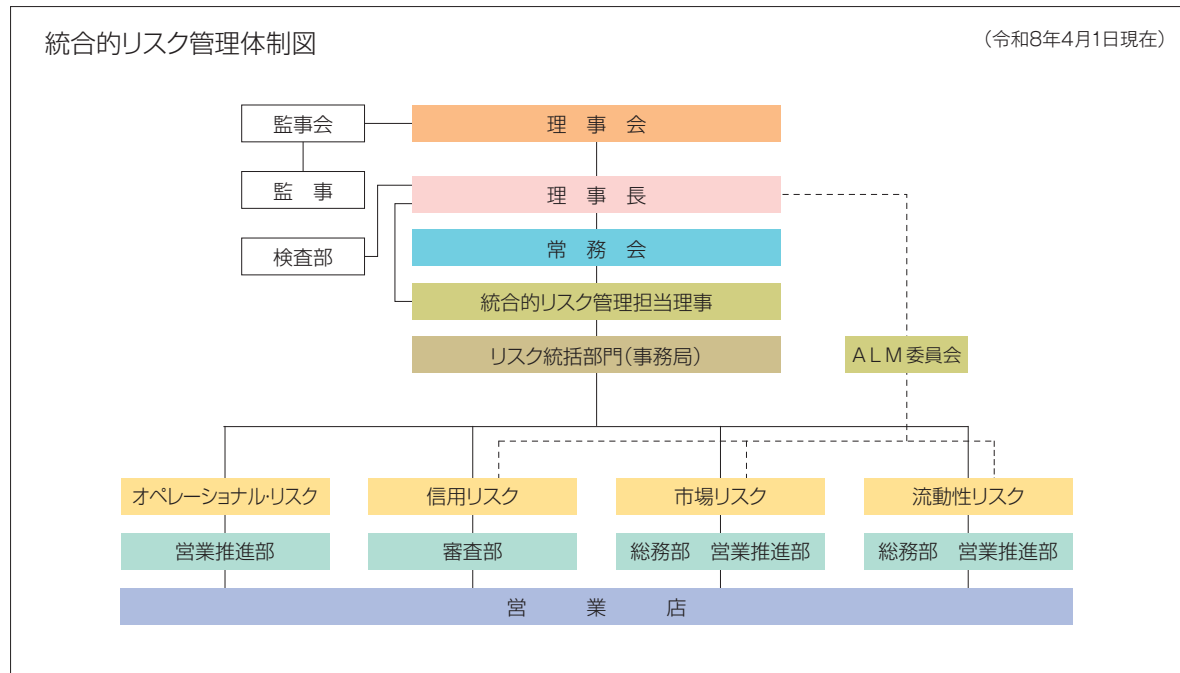
項 目	令和6年度	令和7年度
貸出金償却額	—	—

- （注） 1. 貸出金償却額は、期首計上の貸倒引当金を控除した実質負担額を記載しております。
2. 単位未満は切り捨てて表示しております。

リスク管理体制について

金融環境が大きく変化する中で、金融機関の業務は経営全般に亘り様々なリスクが一段と多様化・複雑化し、経営の自己責任が強く求められております。

当組合の統合的リスクの管理は、業務に内在する各種リスクについて、これを一元的に管理し、総体的に捉えて、その総体的なリスクを当組合の経営体力と比較・対照することにより、業務の健全性を確保することを目的とし、「統合的リスク管理規程」に基づき、リスク統括部門は各リスクの管理所管部署と連携して、当組合全体のリスク管理に関する事項を一元的に管理・統括して統合的リスク管理体制の充実・強化に努めております。



市場リスク管理の方針及び手続きの概要

市場リスクとは、金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクター（危険要素）の変動により資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生みだされる収益が変動し損失を被るリスクであり、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクからなっています。当組合では「市場リスク管理規程」に基づき、定期的にリスク統括部門に報告し、また「ALM規程」に基づきALM委員会を定期的開催し、資産の健全性と収益の向上に努めております。

流動性リスクの管理の方針及び手続きの概要

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流失等により資金繰りに支障をきたす場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることによる損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなることや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）です。当組合では、的確な資金ポジションを確保するため預金や貸出金を日常的に集中管理するとともに、資金調達手段や調達先の多様化などを図り、流動性の健全確保に対しても万全の体制をとっております。また「流動性リスク管理規程」に基づき、定期的に統合的リスク管理部門に報告し、適正な資金管理に努めております。

尚、当組合では、資金を市場から調達していないことから「資金繰りリスク」のみを流動性リスク管理として対応しています。

リスク管理体制について

■信用リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化により、資産（オフバランス資産を含む）価値が減少または消失して当組合が損失を被るリスクをいいます。

当組合では、貸出審査部門と営業推進部門を分離し内部研修・外部研修を通じ審査管理能力の向上に努め、更には厳正な資産の自己査定を行い資産の健全化に努めています。

貸倒引当金の計算基準として、一般貸倒引当金については、正常先債権及び要注意先債権を一定の種類毎に分類し、過去の貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき引き当てております。

個別貸倒引当金については、破綻懸念先債権は債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てており、実質破綻先債権及び破綻先債権は、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。その引当結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

また、「信用リスク管理規程」に基づき定期的に統合的リスク管理部門に報告し、資産の健全性確保に努めております。

●リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)、S&Pグローバル・レーティング (S&P)、株式会社格付投資情報センター (R&I)、株式会社日本格付研究所 (JCR) の4社を採用しております。

●エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーの種類毎の適格格付機関の使分けは行っておりません。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減化する為の措置をいい、具体的には、融資金に対する保全としての預金担保・有価証券担保・不動産担保・保証等による保全措置を講じておりますが、あくまでも補完的位置付けと認識しております。

当組合は、融資の取上げに際しては資金使途・返済原資・財務内容・事業環境・経営者の資質等、さまざまな角度からの判断と、担保又は保証人に過度に依存しない融資姿勢に努めております。

なお、審査の結果において担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただき、ご契約をいただく等適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金・不動産等、保証には人的保証・信用保証協会保証・民間保証等があり、その手続きについては、当組合が定める「事務取扱規程」等により適切な事務取扱並びに適正な評価・管理を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において預金相殺等をする場合がありますが、「事務取扱規程」等に基づき適切な取扱いに努めております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金・上場株式・有価証券等、保証として信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

●派生商品取引及び長期決済機関取引の取引相手のリスクに関する事項

当組合は、該当ありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は、証券化取引はありません。

リスク管理体制について

■オペレーショナル・リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、当組合の業務の過程、役職員の活動若しくは、システムが不適切である事又は外生的な事象により損害を被るリスクであり、主に「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「風評リスク」に分類され、特に「事務リスク」と「システムリスク」については管理方針を定め、当組合の規模・特性を踏まえ、合理的かつ実効性のある内部管理体制を構築することにより、当該リスクの発生を未然に防止するとともに、経営に対する影響を極小化させることを基本方針としております。

また、リスク統括部門が各リスクの管理所轄部署と連携し、検査部による自店検査及び臨店検査、営業推進部の臨店によるモニタリング等の結果に基づき、統括的なリスク管理体制の充実・強化に努め体制上の問題点等を把握し、適時適切な指示を各部に対し行うと共に、担当理事が常務会へ報告する等リスクコントロールする体制によりリスクの削減に努めております。

(システムリスク管理の方針)

- 当組合のコンピューターシステムは、しんくみ全国共同センター（以下「SKC」という。）のシステムを利用していることから、SKCと一体となってシステムの安定稼働に万全を期し、障害等の発生を未然に防止するため、SKCの運営に積極的に参画するものとする。
- 当組合は、SKCからのデータを基に作成する独自資料の管理並びに危機管理対応に備えるために補完システムを有していることから、これらのリスク管理も行うものとする。
- 通常業務管理のために導入が図られているパソコン等についても、リスク管理を行うものとする。

(事務リスク管理の方針)

- 当組合は、事務リスク管理の重要性を鑑み、次により事務リスクを軽減すべき対応を図り、顧客からの信頼性向上に努める。
- 事務処理における正確性の確保を重視し、手続・権限の厳正性の維持を図る。
- 事務規程・各種マニュアルの整備と適切な事務指導を実施し、事務処理の厳正化と事務上のミスや不正の未然防止のための内部管理体制の充実・強化を図る。
- 機械化・システム化により手作業事務処理の軽減を図る。
- 現金の取扱は、別に定める「出納事務取扱要領」、金券の取扱については、「重要証書類出庫入庫事務取扱要領」に基づき厳格に行う。
- 事故の未然防止、事務レベルの向上のため、検査部による臨店検査を全店年1回以上実施するほか、営業店においても毎月1回の店内検査の実施を図る。
- 各営業店に対し計画的な研修・指導を行い、事務水準の向上を図る。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

■銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等または、株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、優先出資証券、株式関連投資信託、投資事業組合への出資金が該当します。（子会社及び関連会社株式はありません）

そのうち上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価およびバリュアットリスク計測により把握し、定期的並びに適宜、リスク統括部門に報告し、その内容を統合的リスク管理担当理事から常務会に報告を行い、適切なリスク管理に努めております。

株式関連投資信託への投資は、債券運用のヘッジ資産とし、「年間運用計画書」に従いポートフォリオの調整を行っております。なお、取引に当たっては、当組合が定める「資金運用規程」「資金運

リスク管理体制について

用基準要領」「有価証券運用基準要領」に基づいて適正に運用・管理に努めております。

一方、非上場株式、優先出資証券、投資事業組合への出資金については、上記規程・要領に則り適正な運用・管理に努め、リスク状況については、財務諸表、運用報告書を基に、定期的に常務会へ報告し適切なリスク管理に努めております。

当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券の区分に関する規程」「有価証券時価評価算定基準要領」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理をしております。

●子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

当組合では取扱しておりません。

■金利リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる体制としております。

具体的には、VaR法を用い、金利リスクを算定し、ALM委員会で協議検討するとともに、定期的にリスク統括部門に報告し、その内容を統合的リスク管理担当理事から常務会に報告を行い、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

●内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当組合は、預貸金については、SKC-ALMシステムを用いて、有価証券については、VaR法により金利リスクを計測しております。

VaR（バリュー・アット・リスク）は、以下の定義に基づき算定しております。

1. 計測手法・・・・・・・・・・ 再評価方法
2. 対 象・・・・・・・・・・ リスクの対象は、預貸金(預け金を含む)、有価証券
3. リスク額・・・・・・・・・・ ①保有期間:預貸金(預け金を含む) 240日、有価証券120日
②信頼区間99%
③観測期間5年
にて最大損失額を計測しております。
4. コア預金・・・・・・・・・・ コア預金とは明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引出されことなく長期間金融機関に滞留する預金のことをいいます。
当組合では、流動性預金全般(当座・普通・貯蓄預金等の預金)を対象に
①過去5年間の最低残高
②過去5年の最大年間流失量を現残高から差し引いた残高
③現残高50%相当額
のうち③を採用し、満期は2.5年に残高全額があると想定して算出しております。
5. 計測の頻度・・・・・・・・・・ 月次

コンプライアンス(法令等遵守)体制について

金融機関には、一般の企業に比べ公共性が高く、社会的責任を意識した経営が常に求められ、公正な競争の確保、顧客情報の厳正な取扱い、マネーロンダリング、テロ資金供与の防止など数多くの法令やルールがあります。この法令やルールを厳格に遵守することはもとより、社会的規範を全うすることを法令等遵守（コンプライアンス）と言います。

基本的な考え方

当組合は、協同組織による組合員の相互扶助を理念においた金融機関として、社会的責任と公共的使命を認識し、法令や社会的規範等を遵守し、日常業務を正確適正に行い、リスクを未然に防止する機能を有し、経営の健全性を保つことが経営の根幹であると考えております。そのことにより、地域の皆様から真に頼りにされ、取引先、地域社会の発展に寄与できる金融機関の基本であると考えております。

当組合の取り組み

当組合は、コンプライアンス体制の構築が経営の最重要課題とし、十勝信用組合倫理綱領を基本に据え「コンプライアンス規程」を基に、役職員全員が経営の健全性を高め、社会からの信頼を確かなものとするコンプライアンスの基本原則に学び、理事長を先頭に本部及び本支店の各部門ごとにコンプライアンス体制の徹底に努めております。

当組合のコンプライアンス基本方針

- | | |
|--------------------|---|
| 1. 社会的使命と公共性の自覚と責任 | (1)当組合は、常に健全経営に徹することにより、中小企業者及び勤労者等の金融の円滑化に努めます。
(2)当組合は、常にお客様へのサービス向上に努めることにより、地域の経済、社会、生活の健全な発展に貢献します。 |
| 2. 信頼の確保 | (1)当組合は、常に各種法令・規則を遵守しその精神を尊重します。
(2)当組合は、誠実・公正な行動により、社会、顧客からの信頼確保に努めます。 |
| 3. 経営の透明性の確保 | 当組合は、常に組合員の皆様、地域社会、並びに職員とのコミュニケーションを重視し、開かれた経営を実践します。 |
| 4. 反社会的勢力の排除 | 当組合は、反社会的勢力の介入に対して、企業として断固として立ち向かいこれを排除します。 |

顧客保護等管理体制

当組合では、顧客の保護及び利便性の向上を図ることを目的に「顧客保護管理規程」を定め、顧客保護等管理が適切に行われることに努めております。

顧客保護等管理とは、

- (1)顧客に対し与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)、預金等の受入、商品の販売、仲介、募集等及びその他顧客との間で業として行われる取引の説明が十分に行われるよう管理すること。
- (2)顧客からの問い合わせ、相談、要望及び苦情への対応が適切に処理されるよう管理すること。
- (3)顧客の情報が漏洩防止の観点から適切に行われていることを管理すること。
- (4)当組合の業務を外部委託する場合、業務遂行の的確性を確保し、顧客情報や顧客への対応が適切に実施されることを管理すること。
- (5)当組合の業務に関し顧客保護や利便性の向上のために必要であると判断した業務が適切に行われるように管理すること。

利益相反管理方針の概要

当組合は、当組合とお客様の間における取引に関し法令等を遵守し、当組合の商品・サービスを利用し又は利用しようとされる方の正当な利益の確保及びその利便性の向上に努め、もってお客様からの信頼が確保されるよう継続的に取り組みます。

また、当組合は法令等に従い当組合の利益相反管理方針を制定し、その概要をここに公表します。

1. 利益相反管理の対象となる取引(対象取引)と特定方法

利益相反とは、当組合とお客様の間及び当組合のお客様相互間において利益が相反する状況をいいます。

当組合では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引(以下、「対象取引」といいます。)として、以下に該当するものを管理いたします。

- ① お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得、または損失を回避している状況が存在すること。
- ② ①の状況がお客様との間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること、また、お客様との取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客様から頂いた情報に基づき、営業部門から独立した利益相反管理部門において、適切な特定を行います。

:::コンプライアンス(法令等遵守)体制について:::

2. 利益相反取引の類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

- ① 優越的地位の濫用により、お客様の不利益のもとに当組合が利益を得たり、または損失を回避する可能性がある状況の取引。
- ② ビジネスマッチング等において、一方のお客様に対する利益よりも優先して特定のお客様の利益を重視する動機を有する状況の取引。
- ③ お客様から入手した情報を不当に利用して、当組合または他のお客様の利益を図る取引。

3. 利益相反管理体制

当組合は、適正な利益相反管理の遂行のため、利益相反管理部署を設置し、利益相反のおそれのある取引の特定及び管理を一元的に行います。

また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、組合内において周知・徹底するとともに、内部監査部門において監査を行い、その適切性及び有効性について定期的に検証いたします。

4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

当組合には、グループ会社等がありませんので利益相反管理の対象は、当組合のみとなります。

● マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策

当組合は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融(以下、「マネロン等」という。)を防止し、業務の適切性を確保するため、「当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、組合内横断的なリスク管理体制の強化に取り組んでいます。

当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置(リスクベース・アプローチ)を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理体制を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針(基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針)・手続(マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等)・計画(マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム)等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに北海道警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがあります。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

コンプライアンス(法令等遵守)体制について

● マネー・ローンダリング関係ポスター

手軽に高収入バイト? 口座を作るだけでこんなに金がもらえるの?

もう使ってない... この口座、欲しい人に貸していいかな

それ、**犯罪**です!

口座を売ったり貸したりすると罪になります! 他の金融機関でも口座の開設や利用ができなくなる場合があります。

不安だな、と感じたら... 金融機関または警察までご相談ください

金融庁 警察庁 十勝信用組合

その入金 送金 引き出し こんな理由じゃないですか?

「必ず儲かる!」と投資を勧められた

SNSで知り合った人から送金を依頼された

ネットバンキングを新設してお金を移すよういわれた

「手数料」や「違約金」を要求された

詐欺かもしれません!

犯罪を防ぐため、金融機関からこのような確認をさせていただく場合があります。

出入金や送金の目的などの確認 取引の背景事情のお伺い お持ちの口座に関する定期的な確認

金融機関や警察が暗証番号やID・パスワードを聞くことはないにせよ!

不安だな、と感じたら... 金融機関または警察までご相談ください

金融庁 警察庁 十勝信用組合

信用組合とお取引をいただいているお客さまへ
「お客さまの情報」の定期的な確認について
ご理解とご協力をお願いいたします

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にご協力ください

近年、国際社会においてマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性が高まっております。また、国内においても預金口座を悪用した特殊詐欺などの金融犯罪が発生しています。

各金融機関では、これらの犯罪行為を防止し、お客さまが安心・安全にお取引できるよう、犯罪収益移転防止法および、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づいて様々な対策を進めています。

この対策の一環として、信用組合を含む各金融機関では、お客さまの現在の情報を定期的に確認する取組み(※)について、それぞれ所定の方法により順次行っております。

(※)既にお取引をいただいているお客さまに対し、お取引の内容及や状況等に応じて、お客さまに関する情報やお取引の目的などを定期的に確認させていただく取組みです。

このようにお客さま一人ひとりの情報を定期的に確認させていただくことは、犯罪組織やテロ組織が善良なお客さまに紛れて気づかれないように金融機関を利用したり、お客さまになりすまして預金口座を不正利用したりすることを防止し、金融機関をご利用いただく皆さまの安全・安心にも繋がる取組みとして行っております。

お客さまにおかれましては、こうした取組みにご理解いただき、信用組合からの「お客さまの情報」に関する定期的な確認の依頼に対して、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

最近色々な方法でお客さまの情報を取得しようとする詐欺の手口が発生していますので、もしも不安な点がある場合には、お取引のある信用組合の本支店にご相談いただきますよう、よろしく申し上げます。

Shinkumi Bank 十勝信用組合 全国信用組合中央協会 金融庁

信頼の証
FATF勧告24(法人の実質的支配者の格付け格上げ)
実質的支配者リスト

令和7年3月21日からオンライン申出も可能に (オンライン申出をするには、オンラインによる登記申請と同時に行う必要があります。)

① 実質的支配者リストの保管・写しの交付申出

② リストの確認・写しの交付

③ リストの写しを提出

株式会社(利用者)

銀行

信用金庫

信用組合等

手数料 無料

商業登記所(全国84か所)

会社の設立時・役員の変更時のご利用をおすすめします!

実質的支配者リストとは

株式会社の実質的支配者の氏名やその保有する議決権などが記載されたリストです。この制度では、株式会社が作成した実質的支配者リストについて、商業登記所で所定の添付書面による確認を行った上で、その写しに登記官の認証文を付けた証明書を交付します。

円滑な取引に備えて、あらかじめ1年に1回程度保管・交付の申出をしておくことをおすすめします。

利用のメリット

その1 信頼性の高い実質的支配者情報を得ることができます。

その2 会社が金融機関などで行う実質的支配者の確認手続がスムーズになります。

法務省民務局 詳しくは、管轄の商業登記所または法務省ホームページへ
Q | 実質的支配者リスト Search

総代会制度について

■ 総代会の仕組みと役割

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。

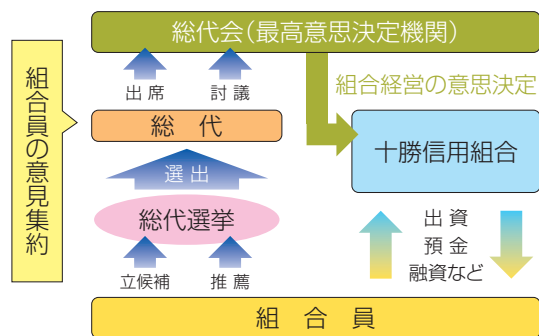
また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合の組合員が多数である事より、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。

また総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。



当組合では、総代会に限定することなく、組合員（利用者）アンケート調査や組合員懇談会を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取組んでいます。

■ 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程に則り、各地区（選挙区）毎に自ら立候補した方もしくは地区（選挙区）内の組合員から推薦された方の中から、その地区（選挙区）に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者として投票は行っておりません。

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は地区（選挙区）を11の区に分け、総代の選出を行っています。総代の定数は、定款で100人以上、110人以内と定めており、現在は106名としております。

■ 総代会の決議事項

令和8年6月24日開催の第70期通常総代会におきまして、下記のとおり決議されましたのでご報告申し上げます。

記

【議決事項】

- | | |
|-------|---|
| 議案第1号 | 剰余金処分案承認の件 |
| 議案第2号 | 第71期（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）事業計画（案）及び収支予算（案）承認の件 |
| 議案第3号 | 定款第15条3項・第16条による組合員除名の件 |
| 議案第4号 | 理事改選選挙の件 |
| 議案第5号 | 監事選任に伴う監事補充選挙の件 |
| 議案第6号 | 役員選任に伴う退職慰労金支出承認の件 |

■ 総代の属性別構成比

職業別	個人事業主13.2%、法人役員50.0%、法人36.8%
年代別	40歳代3.0%、50歳代17.9%、60歳代23.9%、70歳代32.8%、80歳代19.4%、90歳代3.0%
業種別	製造業4.7%、不動産業13.2%、卸売・小売業23.6%、建設業32.1%、運輸通信業3.8%、鉱業1.9%、水産業0.9%、その他サービス業18.9%、その他0.9%

※業種別には個人事業主、法人役員も含んでおります。



第70回 通常総代会

(令和8年6月24日現在)

■ 総代氏名 任期：令和5年10月19日から令和8年10月18日

敬称略・順不同・（ ）の数は就任回数

●第1選挙区総代名簿

(帯広市、中央東区域)定員11名(現員9名)

前ノコ-ル-ン(4) 庄内 忠道(8)
ヨ ソ(3) ㈱高橋肉店(10)
夷石 行夫(3) ㈱十勝毎日新聞社
加藤 雄樹(3) ㈱奉 商(1)
後藤 健二(6) 大和 英治(3)

●第1選挙区総代名簿

(帯広市、西区域)定員13名(現員12名)

海野 修一(3) ㈱林製パン工場(17)
永光建設(2) 福田 学
㈱王勝設備(3) 堀川建設(2)
大越 重春(6) 松浦 秀夫(1)
神田 龍一(4) 南 隆司(3)
徳井 幹治(1) 森脇 博志(5)

●第1選挙区総代名簿

(帯広市、南区域)定員16名(現員15名)

㈱アイエス(9) 徳井 裕信(3)
浅岡工業(10) ㈱南大門(3)
㈱アルシステム ㈱西川工務店(4)
㈱梅 屋(6) 林 秀康(5)
㈱エヌケイ・シ(13) 藤本 剛(3)
一 ㈱細野米穀(2)
遠藤 豊和(2) 松永 建夫(2)
小森 啓喜(4) 丸内三協総合紙器(12)

●第2選挙区総代名簿

(芽室町、清水町、新得町、鹿沼町)定員3名(現員3名)

㈱栄 和(5) 富岡 克也(1)
㈱北海運輸(11)

●第3選挙区総代名簿

(幕別町、池田町、豊後町、津別町)定員15名(現員15名)

㈱アスワン(8) 瀬谷 清一(13)
伊藤 光一(6) 照本 保
上田 敏也(3) 新田 正憲(6)
㈱木川商店(3) 藤原工業(4)
菊地 勇(3) 古田 和昭(2)
斉藤 剛(1) 前川 剛司(10)
齋藤 悟郎(3) 三好 誠
㈱笹原商産(5) (7)

●第4選挙区総代名簿

(音更町、士幌町、上士幌町)定員15名(現員15名)

飯高建設工業(2) 田中 慶蔵(10)
小椋 茂明(1) 千葉与四郎
㈱カイハツ(12) 塚田 浩貴(2)
上士幌自動車工業(1) 津田 幸雄(1)
後藤 良勝(4) 橋本 幸博(3)
酒井 清身(8) 三澤 敏也(3)
杉山 幸昭(4) ㈱森岡建設(3)
㈱高橋組(7) (3)

●第5選挙区総代名簿

(中札内村、更別村、幕別町忠類、大樹町、広尾町)

定員2名(現員2名)

石村 久男(2) 原田 貢(1)

●第1選挙区総代名簿

(帯広市、緑ヶ丘区域)定員18名(現員18名)

五日市 大(2) ㈱曾 我(2)
大木 健司(2) 竹内 勲(3)
大友 英二(1) 田中 広幸(3)
㈱川崎米穀(5) 千葉 信幸(3)
黒宮 博(3) 中里 邦雄(6)
古川 直也(2) 能本 政弘(5)
昭榮電機(7) 尾藤 輝幸(8)
瀬野 秀雄(6) ㈱田舎楽リサーチ(1)
㈱相馬建設工業(3) 吉田なおみ(3)

●第1選挙区総代名簿

(帯広市、啓北区域)定員7名(現員7名)

片岡 公美(3) 安田 行英(7)
田岡 文雄(4) 矢吹 定夫(3)
成田 リサ(4) 和田 信仁(2)
牧田 光成(3)

●第6選挙区総代名簿

(本別町、定奇町、陸別町)定員1名(現員1名)

㈱荒井銘木店(1)

以上定員110名
現員106名

※個人情報保護法に基づく同意を得ております。

主要な事業の内容

(令和8年6月24日現在)

預金業務

預金・定期預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、決済性預金、
通知預金、定期預金、定期積金、
別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

貸出業務

(イ)貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ)手形の割引

商業手形、為替手形の割引を取扱っております。

商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、
社債、株式、その他の証券に投資しております。

内国為替業務

振込・送金・代金取立等を取扱っております。

外国為替業務

取扱っておりません。

社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

附帯業務

(イ)債務保証業務

(ロ)代理業務

- (a) ㈱日本政策金融公庫、
全国信用協同組合連合会、
㈱商工組合中央金庫、
㈱住宅金融支援機構の代理貸付業務
- (b) 北海道建設業信用保証㈱の代理業務
- (c) ㈱勤労者退職金共済機構の代理業務

(ハ)地方公共団体の公金取扱業務

(ニ)両替業務

(ホ)保険業法により行う保険契約の締結の代理又は媒介

(ヘ)電子債権記録業に係る業務

各種手数料一覧

●内国為替手数料

		同一店舗内宛	十勝信用組合 本支店宛	他金融機関宛			
振込	電信振 文書振	5万円以上	110円	220円	660円		
		5万円未満	110円	110円	440円		
A T M振込	キャッシュカード振込 他行カード振込	5万円以上	110円	220円	495円		
		5万円未満	110円	110円	330円		
	現金振込	5万円以上10万円以下	220円	330円	660円		
		5万円未満	110円	110円	440円		
取立手数料	電子文書所 による取立	小切手 手形 個別取立、小切手手形等	無 料(口座入金に限る)				
			660円				
			1,100円				
定額自動送金	定額自動送金基本料	1 契約につき1,100円					
	5万円以上	110円	220円	660円			
	5万円未満	110円	110円	440円			
その他の諸手数料	振込送金	相戻(取消)手数料	無 料	660円	660円		
		変更(訂正)手数料	無 料	220円	660円		
	取立手形	店頭呈示料		1,100円	1,100円		
				但し、取立費用が1,100円を超えるときは実費			
		手形振戻不渡手形返却料	無 料	660円	660円		

※当組合同一店舗内振込(ATM振込を含む)の1万円未満の手数料は無料となります。
※振替その他の障がいをお持ちのお客様は、ATM振込の手数料額で窓口振込をご利用できます。
※文書振込による振込みは「付帯物件付振込」「国庫金・公金の振込」に限定した扱いとなります。
※個別取立とは、電子交換所不参加金融機関への取立や電子交換できない証券類の取扱いなど、特定の条件下での取立です。

●各種用紙代

小切手帳	1冊(50枚綴り)	1,320円
約束手形帳	1冊(25枚綴り)	880円
為替手形帳	1冊(25枚綴り)	880円
自己宛小切手用紙	1枚	550円
借入用約束手形	1枚	660円

●再発行・交付等に関する手数料

通帳、証書、カード等の再発行手数料	1冊、1枚	1,100円
夜間金庫/バック 4個まで(1個増すごとに220円加算)	月額	7,700円

●不動産担保事務取扱手数料

住宅ローン及びその他消費者ローン(道・市住宅制度融資を除く)

新規設定、追加設定、極度額変更、譲受、差換等で 物件調査を伴うもの	1件	22,000円
一般扱い		
新規設定、追加設定、極度額変更、譲受、差換等で 物件調査を伴うもの	1件	44,000円

●両替及びつり銭に関する手数料

取扱枚数	手数料
1枚～20枚	無 料
21枚～100枚	110円
101枚～1,000枚	330円
1,001枚～2,000枚	550円
2,001枚以上、1,000枚増す毎	220円加算

※両替枚数のカウント方法は、ご持参金額あるいはご希望金額のどちらか多いほうと致します。
※つり銭率備金等の希望金額を指定する預金払戻については、一万円券を除く五千円券以下の合計枚数が101枚以上からの対象となります。

●ATMサービス手数料・取扱時間

		当組合カード	他組合カード (しんくみお得ネット)	他行カード (相互入金)
平 日	8:45 ～18:00	無 料	無 料	110円
	18:00 ～19:00 注1	110円	220円	220円
土 曜 日	9:00 ～14:00	無 料	無 料	110円
	14:00 ～17:00	110円	220円	220円
日 曜 日	9:00 ～17:00	110円	220円	220円
	祝 日	9:00 ～17:00	110円	220円

注1. 平日当組合の本店以外の店舗は17:00迄。
※当組合の土曜・日曜・祝日ATM稼働店は本店となります。
※他金融機関ATMに利用の際の手数料は、ご利用する金融機関によって異なります。

●セブン銀行ATM

平 日	8:45 ～18:00	無 料
	18:00 ～ 8:45	110円
土曜日	9:00 ～14:00	無 料
	14:00 ～ 9:00	110円
日曜日	24時間 注1	110円
祝 日	24時間 注1	110円

●北海道銀行ATM、 道民のATM(セイコーマート)

平 日	8:00 ～ 8:45	110円
	8:45 ～18:00	無 料
土 曜 日	8:00 ～21:00	110円
	8:00 ～21:00	110円
日 曜 日	8:00 ～21:00	110円
	8:00 ～21:00	110円

個人用キャッシュカード(個人事業主を含む)以外(法人・権利能力なき社団・財団・任意団体等)のカードは、他行のATMではご利用できません。(当組合本支店をご利用ください)
注1. 4:00から4:10までの10分間はご利用いただけません。
注2. 8:00から21:00以外の時間帯はご利用いただけません。
※設置場所等により、ご利用時間・ご利用日は異なります。
※各手数料は、消費税込みの金額となっております。
※各手数料一覧は、代理貸付など委託業務を除く手数料を表示しております。
※その他手数料(委託業務等)につきましては窓口におたずね下さい。

※詳しい内容については窓口でおたずねください。

商品・各種サービスのご案内

預 金

預金の種類	内 容	預入期間	預入金額
定期性総合口座	1冊の通帳に普通預金・定期預金・定期積金・自動融資をセット。貯める・受取る・支払う・借りる、すべてかなう商品です。 (自動融資は定期預金合計額の90%、最高999万円までご利用頂けます。)		
貯蓄預金	普通預金のような自動受け取りや自動支払いにはご利用できない出し入れ自由な貯蓄専用の商品です。(個人の方に限ります。)	ご自由	1円以上
普通預金	給与・年金・配当金などの自動受取、公共料金などの自動支払いや各種カードの決済口座としておサイフがわりにご利用いただけます。	ご自由	1円以上
無利息型普通預金	利息の付かない普通預金、平成17年4月以降のペイオフ解禁拡大後も預金保険制度により全額保護の対象になる商品です。	ご自由	1円以上
当座預金	事業をされている方の商取引決済預金です。	ご自由	1円以上
納税準備預金	納税資金を計画的に準備いただく預金です。お利息は非課税となります。	お引出しは納税時	1円以上
通知預金	まとまった資金を短期間運用するのに最適な商品です。	7日以上	1万円以上
スーパー定期	ご計画に合わせ、おいくらからでも運用可能な商品です。	1ヶ月以上5年以内	100円以上
大口定期預金	まとまった資金の運用に最適な商品です。金利は市場の金利動向に応じて1週間単位で変わります。	1ヶ月以上5年以内	1,000万円以上
新型期日指定定期	1年複利、1年据え置き後は、いつでもお好きなときにお引出しいただける便利な商品です。(個人の方に限ります。)	最長3年(据置1年)	100円以上 300万円未満
積立定期預金	目的に合わせた積立、ご希望日に合わせた満期日設定の出来る商品です。	5年以内	100円以上
スーパー積金	ご結婚・旅行・教育・住宅の増改築など計画的な資金づくりに最適な商品です。目標に合わせご利用いただけます。	6ヶ月以上7年以内	1,000円以上
年金定期預金	当組合において公的年金をお受取り頂いているお客様。3年以内に当組合において公的年金お受取りのご予約を頂いている個人のお客様に店頭表示金利に上乗せしてお預かりする定期預金です。	1年間	100円以上 1,000万円以内
子育て応援定期預金	18歳未満のお子様を扶養する個人のお客様を対象に、店頭表示金利に上乗せしてお預かりする定期預金です。	1年(自動継続の取扱は出来ません)	10万円以上~250万円以内 (通帳式の定期預金となります)
子育て応援定期積金	18歳未満のお子様を扶養する個人のお客様を対象に、店頭表示金利に上乗せしてお預かりする定期積金です。	2年以上	ご契約の満期金額が20万円以上
一般財形預金	毎月の給料・ボーナスから天引きして積立の出来る貯蓄目的自由の商品です。	積立期間3年以上	1,000円以上
財形年金預金	給与・ボーナスから天引きして積立て、退職後60歳以降年金としてお受取りの出来る商品です。税法に基づく利子非課税の適用があります。	積立期間5年以上	100円以上
財形住宅預金	5年以上定期的に積立て、その全部または一部を住宅取得金などに当てる商品です。税法に基づく利子非課税の適用があります。	積立期間5年以上	100円以上

融 資 (ロ ー ン)

融資の種類	資金のお使いみち	ご融資額	ご返済期間
パートナーズローン	個人事業主の方を対象とした運転・設備資金にご利用いただける商品です。	50万円以上500万円以内	5年以内
フリーローン	ご旅行・教育・ご結婚など暮らしの中のあらゆる資金としてご利用いただける商品です。	10万円以上1,000万円以内	10年以内
スーパーフリー	お使い道は自由、事業性資金にもご利用いただける商品です。	10万円以上500万円以内	10年以内
チョイス	お使い道は自由、事業性資金にもご利用いただける商品です。	10万円以上1,000万円以内	10年以内
クローバー	お使い道は自由、借り換えにもご利用いただける商品です。	10万円以上800万円以内	10年以内
マイカーローン	自家用自動車の購入、車検・修理・免許取得費用・カー用品の購入・マイカーローン借り換えなどにもご利用いただける商品です。	10万円以上1,000万円以内	15年以内
教育ローン	幼稚園・小・中・高・予備校・専修専門学校・短期・大学・大学院などの入学金・授業料にご利用いただける商品です。	10万円以上1,000万円以内	16年10ヶ月以内
カードローン	あらゆる資金にご利用いただけ、ATMから簡単にご融資を受けられる商品です。	10万円以上50万円以内	3年更新
ベストパック	お使い道自由、当座貸越(総合口座方式)により、お手軽にご利用いただける商品です。	30万円または50万円のいずれ	1年更新
住宅ローン	住宅新築・中古住宅・土地購入などにご利用いただける商品です。	10万円以上6,000万円以内	50年以内
リフォームローン	住宅の増改築(外構、造園含む)・増改築同時の家具家電の買替・ユニットバス工事・バリアフリー工事・太陽光発電システム(10Kw未満)・エコキュート・耐震強化工事・リフォームローンの借り換えなどにご利用いただける商品です。	詳しくは窓口へ	詳しくは窓口へ
事業者カードローン	事業資金に幅広くご利用いただける商品です。	詳しくは窓口へ	詳しくは窓口へ
アパートローン	賃貸アパート・マンションの新築・建替え・アパートローンの借り換えにご利用いただける商品です。	詳しくは窓口へ	詳しくは窓口へ

ご注意 各種融資は、融資対象が限られる場合または不動産担保・保証など一定の基準を満たす必要があります。また、年収や借入金の合計などによりご融資金額の制限や別途保証料・手数料が必要な場合がございます。詳しくは窓口へおたずねください。
上記各種融資は、個人消費専用商品を主に記載しております。事業資金につきましては窓口へおたずねください。

各種サービス

サービスの種類	内 容 と 特 色
内国為替	ご送金・お振込・代金取立など、全国の信用組合・銀行・信用金庫・農協などとオンラインで結び、迅速・正確・安全にお取り扱いします。
給与振込	毎月のお給料やボーナスが勤務先から直接お客様の口座に振り込まれるサービスです。
年金振込	年金を確実にご指定の口座で受取っていただくサービスです。年金振込をされている方は、優遇金利定期預金もご利用いただけます。
自動受取	配当金・保険金などを口座でお受取りいただけるサービスです。
公金収納	道・市町村税など公金収納のお取扱いをいたします。
自動振替	電気・ガス・水道・電話・放送受信料などの公共料金および保険料、クレジット代金などを自動的にご指定の預金口座からお支払いするサービスです。
夜間金庫	売上金などを休日・夜間にもお預かりし、翌営業日に指定の口座へ入金いたします。
定額自動振替	毎月指定日に一定額を同一の受取人にて、ご指定の口座からお振込いたします。
キャッシュサービス	カードによるご入金・お引き出し・残高照会、全国の提携金融機関をはじめセブンイレブン(セブン銀行)ATMもご利用いただけます。
キャッシングサービス	ATMよりNCカードをはじめとする、銀行系クレジットカードのキャッシングがご利用いただけます。
しんくみお得ネット	全国の提携信用組合ATMを手数料無料でご利用いただけます。
ネットバンキング	残高照会・入出金明細照会・振込・振替・総合振込・給与・賞与振込など、お使いのパソコンとスマートフォンによりオフィスからお取引いただけます。

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適性の確保を図ることとします。

1. 当組合は、お客様の知識・経験・財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する研修等を充実し、金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。



※金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

中小企業の経営の改善及び

① 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合は、事業計画の行動の柱として、「人縁・地縁による地域密着に徹し、地元から必要とされお客様の更なる発展に役立つ金融機関」を掲げております。また、「組合員による、組合員のための信用組合」を目指し、「地元企業・地元経済発展」のために、直接的なコミュニケーションを重視し持続可能な社会の実現に向け、地域に寄り添った金融サービスの提供を行っております。地域金融機関として地元のお客様の円滑な資金供給に向けて積極的推進を図るとともに、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者等の個人保証に依存しない借入の一層の促進と適切な対応を行いました。また、同計画の推進項目においては「地域密着型金融の更なる推進」、「経営基盤の強化」の項目等も定め、事業者の皆様・勤労者の皆様に地域金融機関としての役割に全力を注いでおります。

【地域密着型金融の更なる推進】

- コンサルティング機能の充実・強化
外部機関・専門家を活用した顧客企業への支援推進
- 「経営者保証に関するガイドライン」への適切な対応
- 地縁・人縁の顧客基盤による情報提供、経営改善・相談等のサービス提供
- 保証付、ABL等の融資手法の検討と資金ニーズにマッチした資金供給の取組
- 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献
- 日本政策金融公庫との連携による、協調融資の推進

【経営基盤の強化】

- 事業者への各種制度資金の活用と新規創業者支援
- 「ネットバンキング」を利用して、取引先へのサービス提供
- 勤労者への各種商品を提案し、生活安定・向上支援
- 少子高齢化社会に対応する取引顧客強化及び地域社会等への積極的参加
- 地域の自治体・経済関係団体等との連携強化(地方創生への対応)
- はばたき奨学金の継続実施

② 態勢整備の状況

当組合は創業以来一貫して、地元地域のお客様のもとに訪問する「渉外業務」を態勢的に継続し、お客様との面談により「生の声」を拝聴し、預金・融資の各種事務手続き・相談業務等を積極的に図ってまいりました。

地域金融機関として、地元のお客様に対する「地道な訪問活動」ではありますが、一番大切な取組みとして揺らぐことのない信念に基づき行動しております。また、新規創業・経営改善等の融資実務相談・補助金申請・アドバイス等と共に、金融の円滑化支援に関する相談・受付等を取扱い、地域の一番身近な金融機関としてスピード感をもって行動することを心がけております。

平成24年12月には、「経営革新等支援機関」の認定を受け、その責務を十分認識し組織一丸となって取組んでおります。

令和元年度より、TKCモニタリング情報サービスを採用し、融資審査の短縮など多くの取引先のサービス充実が図られております。当組合で、TKCモニタリング情報サービスを利用している事業先は、融資取引事業先1,086先のうち172先です。

外部機関との連携については、審査部・営業推進部の2部署が中心となり営業店をサポートする形で、平成23年度から継続して北海道経済産業局を中心とする「中小企業・小規模ビジネス創造等支援事業」等の支援機関として事業に参画し、商工会議所・商工会とも従来から連携関係を構築するなど、外部機関と積極的にかかわっております。

また、平成27年度より地域経済の活性化を促す目的として、(株)日本政策金融公庫と「地方創生支援を含む業務連携・協力に関する覚書」を締結し、平成30年8月より、事業用途を限定しない協調融資商品「ベストタッグ」の取扱いを開始し、取引先企業を通じた協調支援に取組み、令和7年度は5先の支援実績でありました。協調融資商品の取扱い累計は、255先となっています。



地域の活性化のための取組み状況

③ 取組み状況

a 創業・新事業開拓

当組合は創業及び新事業の起業者を、地縁・人縁を生かして営業店長、渉外係が日常活動より発掘を行い、開業を目指す活動をバックアップ・良き相談者となり、可能な限りの金融支援と地元経済の活性化に繋がる取組みを行っております。また、下記の中小企業支援説明会（Web会議）などに参加いたしました。

尚、当組合の令和7年度の創業・新事業支援への融資実績は、13件：272百万円です。

※創業・新事業支援に資金使途を限定した融資商品の実績等、当組合融資のうち
創業・新事業支援として実績把握が可能なものも含んでおります。



■ 令和7年	4月24日	「中小企業支援力向上勉強会」（北海道経済産業局主催）
■ 令和7年	6月25日	「中小企業支援力向上勉強会」（北海道経済産業局主催）
■ 令和7年	9月4日	「地域活性化金融懇談会」（住宅金融支援機構主催）
■ 令和8年	2月16日	「T K C帯広支部情報交換会」（T K C北海道会帯広支部主催）
■ 令和8年	3月3日	「情報交換会」（帯広商工会議所主催）

b 成長段階

当組合は従来より、円滑な資金供給及び返済条件の緩和に取組み、資金繰りの安定化を目指した金融支援策を展開しています。担保・保証に過度に依存しない融資の取組みとして、動産・売掛金担保融資（ABL）や北海道信用保証協会との無担保無保証人融資（小口事業貸付）を積極的に取組み、地域経済を金融面から支える活動を行っております。

尚、当組合の令和7年度中の動産・売掛金担保融資の実績は、2件：21百万円です。（うち、売掛金担保融資0件：0百万円、動産担保融資2件：21百万円です）

※売掛金担保融資は、北海道信用保証協会の保証付きです。

※動産担保融資は、担保の一部に動産譲渡担保契約を締結した融資実行分を含めており担保の全てが動産担保融資ではありません。

c 経営改善・事業再生・業種転換等

当組合は、コンサルティング機能の充実・強化を図るため、外部機関の専門家派遣事業等による専門家派遣により、中小企業が抱える高度・専門的な課題の解決を図る事業を積極的に活用し、各営業店支店長等が専門家と共に、顧客企業に巡回いたしました。巡回相談を受けられたお客様の中には、販路拡大・財務改善など、その成果が一步一步前進しております。また、下記の会議出席などで顧客企業の経営改善・事業再生・業種転換等についての外部機関との連携も密接に図っております。

尚、当組合の令和7年度中のコンサルティングの実績は、（公財）北海道中小企業総合支援センター（北海道よろず支援拠点）利用5件、北海道信用保証協会専門家派遣事業利用3件、北海道事業承継・引継ぎ支援センター利用7件、帯広商工会議所連携利用1件、中小企業活性化協議会北海道経営改善センター利用1件です。



■ 令和7年	6月6日	「北海道中小企業支援ネットワーク第26回全体会議」（北海道経済産業局主催）
■ 令和7年	7月22日	「地域金融懇談会」（北海道経済部地域経済局主催）
■ 令和7年	11月7日	「北海道中小企業支援ネットワーク第27回全体会議」（北海道経済産業局主催）
■ 令和8年	1月14日	「十勝地域中小企業支援ネットワーク会議」（北海道経済部地域経済局主催）
■ 令和8年	2月12日	「中小企業活性化セミナー」（中小企業基盤整備機構主催）
■ 令和8年	3月26日	「中小企業活性化協議会事業及び経営改善計画策定支援事業改正内容等に関する説明会」（全信中協主催）

中小企業の経営の改善及び

■「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

【「経営者保証に関するガイドライン」への対応】

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからの融資相談や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなど経営改善支援の検討を行っております。

【「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取り組み事例（令和7年度）】

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等
主債務者は安定した取引先を確保し、良好な経営基盤を構築している。当組合より、保証契約更新にあたり「経営者保証に関するガイドライン」の説明を行ったところ、他行においても保証の解除を行っている状況より、保証の解除について検討する。
2. 取り組み内容
当組合において経営者保証の必要性について改めて検討したところ、以下のような点を勧告し、経営者保証を解除とした。 ①法人と経営者の関係が明確に区分・分離できていること。 ②一定の経営基盤を確保しており、業況堅調であり、法人のみの資産・収益で借入返済可能であること。 ③決算関係資料や試算表の提出等、必要に応じて信頼性のある情報の開示・モニタリングによる現況の把握ができる先であり、経営の透明性が確保できること。 ④メイン行を始めとする他の金融機関も経営者保証の解除について了承している。 ⑤事業承継等により、代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証を締結した。

【「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況】

	令和6年度	令和7年度
新規に無保証で融資した件数	119件	188件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	33.90%	44.86%
保証契約を解除した件数	15件	1件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当組合をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件	0件

④ 地域の活性化に関する取り組み状況

当組合では、地元商工会議所・商工会・商店街等が主催する「夏祭り・盆踊り」等の地域イベントに積極的に参加・参画し、地域活性化・地域コミュニケーションに深くかかわっております。平成30年度より、当組合とお取引いただく事業者の皆様の事業発展ならびに地域振興を目的として、全国信用協同組合連合会等が主催する「ビジネスマッチング」事業に参加しております。また、令和3年度から相互扶助の精神に基づき社会貢献活動の一環として、「子ども食堂応援事業」を継続し、「おこめ券」を子ども食堂をサポートする北海道十勝総合振興局に寄付いたしました。

平成29年度より、社会において有用な人材を育成する目的として、十勝管内の高等学校に在学の母子家庭・父子家庭の高校生を対象に、学資金の一部を給付する返還不要の給付型奨学金制度の「しんくみ はばたき奨学金」は、利用の皆様から好評を得ています。

■ 融資を通じた地域貢献の内容

※単位未満は切り捨てて表示しております。

● 無担保無保証融資（小口事業貸付）の実行額

〈単位:百万円〉

区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
実行額	37	183	50	268	70	467

● 動産・売掛金担保融資の実行額

〈単位:百万円〉

区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
実行額	7	231	6	191	2	21

※令和7年度は動産担保融資 2件・21百万円を含んでおります。

尚、動産担保融資は、担保の一部に動産譲渡担保契約を締結した融資実行分を含めており担保の全てが動産担保融資ではありません。

● 地方自治体の制度融資の貸出残高

〈単位:百万円〉

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
制度融資残高	6,887	5,995	5,466
総貸出金に対する割合	14.71%	11.97%	10.44%

※令和7年度の制度融資残高のうち新型コロナウイルス感染症対応資金の残高は、2,515百万円です。

● 地方自治体に対する貸出残高

〈単位:百万円〉

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
貸出金残高	994	871	916
総貸出金に対する割合	2.12%	1.74%	1.75%



子ども食堂応援事業

地域の活性化のための取り組み状況

文化的・社会的貢献やその他地域貢献に関する取り組み

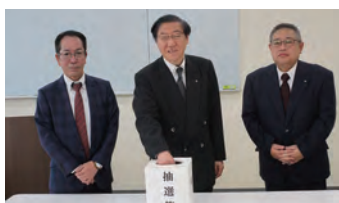
十勝しんくみは、協同組織の金融機関として「地域と共に発展すること」を願い、地域社会の発展のために様々な取り組みを行っております。

令和7年	4月～11月	上士幌町4区駐車場清掃活動参加協力	上士幌支店
	4月8日	上士幌小学校入学生 入学式写真撮影（店舗掲示用）	上士幌支店
	5月7日・7月8日	広陵連合町内会「さわやか朝食会セミナー」参加	西支店
	5月19日	幕別町本町第3町内会 花壇整備事業参加	幕別支店
	5月25日	電信通り商店街 花壇整備事業参加	北支店
	6月5日	上士幌町4区商店会 花壇整備事業参加	上士幌支店
	6月10日	歩道を花でいっぱい活動参加	本店
	7月12日	札内夏祭り 運営協力	幕別支店
	7月12日	上士幌町ひふみ商店街夏祭り 運営協力	上士幌支店
	7月20日	まくべつ夏フェスタ2025 運営協力	幕別支店
	7月25日	上士幌ナイトインビアパーティー 運営協力	上士幌支店
	8月1日	上士幌町納涼花火大会 運営協力	上士幌支店
	8月1日～3日	北海道パルーンフェスティバル 運営協力	上士幌支店
	8月3日	電信通り・西別院盆踊り 運営協力	北支店
	8月15日	帯広平原盆踊り参加	
	8月17日	幕別盆踊り参加	幕別支店
	8月18日	上士幌盆踊り参加	上士幌支店
	9月1日	「しんくみの日」にかかる献血協力	
	9月24日～26日	第23回しんくみ年金旅行の実施	
	10月4日	第25回十勝信用組合理事長杯年金パークゴルフ大会の実施	
	10月5日	まくべつ産業祭り運営協力	幕別支店
令和8年	10月30日	十勝総合振興局を通じ、十勝管内「子ども食堂」実施団体へ運営寄付支援	
	1月30日～2月1日	電信通り商店街アイスクャンドル（帯広氷まつり協賛）制作・設置協力	北支店
	1月30日～2月1日	大通商店街アイスクャンドル（帯広氷まつり協賛）制作・設置協力	本店



「しんくみ年金旅行」

当組合で年金をお受取りいただいている方や今後年金を受け取る予約をされている方と東京都内を巡る3日間の旅行を実施いたしました。



返還不要の給付型奨学金
「しんくみはばたき奨学金」

多数の応募から帯広商工会議所会頭による抽選を行いました。



「年金パークゴルフ大会」

当組合で年金をお受取りいただいている方や今後年金を受け取る予約をされている方とパークゴルフ大会を実施いたしました。

地域貢献に資する預金・融資商品の提供



地域密着型 健全な消費者金融商品

地域世帯の子育て支援預金商品

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記のしんくみ利用者相談室をご利用ください。

【しんくみ利用者相談室】

 **0120-81-4093**

受付日 月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）
受付時間 午前10時～午後5時

なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.tokachishinkumi.com>

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

- 一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所（電話：03-3286-2648）
- 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（電話：03-4332-5241）

紛争解決措置

- 札幌弁護士会 紛争解決センター（電話：011-251-7730）
- 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）
- 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）
- 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

上記センターにおいて、紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記しんくみ利用者相談室または下記窓口までお申し出ください。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
例えば、山形県弁護士会や仙台弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続を進めることができます。
- ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。
例えば、お客様は、釧路弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の斡旋人とは面談で、東京の弁護士会の斡旋人とテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。
具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日 月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）
受付時間 午前9時～午後5時
電話 03-3567-2456
住所 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館）

資料編

CONTENTS

※記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表	25
貸借対照表の注記事項	26～28
損益計算書	29
剰余金処分計算書	30
財務諸表の適正性及び内部監査の有効性	30
法定監査の状況	30
継続企業の前提の重要な疑義	30
業務粗利益・業務粗利益率	31
業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	31
資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	31
総資金利鞘	31
資金運用勘定、調達勘定の平均残高等	31
受取利息及び支払利息の増減	31
総資産利益率	31
1店舗当たりの預金・貸出金残高	31
職員1人当たりの預金・貸出金残高	32
経費の内訳	32
役務取引の状況	32
その他業務収益	32
預貸率及び預証率の期末値及び期中平均値	32
預金種目別平均残高	33
固定金利、変動金利の区分ごとの定期預金残高	33
財形貯蓄残高	33
預金者別預金残高	33
国内為替取扱状況	33
貸出金種類別平均残高	34

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高	34
貸出金業種別残高、構成比	34
担保の種類別の貸出金残高	34
担保の種類別の債務保証見返額	35
貸出金使途別残高	35
貸出金種類別残高	35
消費者ローン・住宅ローンの残高	35
代理貸付残高の内訳	35
有価証券種類別平均残高	36
有価証券種類別の残存期間別残高	36
有価証券の取得価格または契約価格、時価及び評価損益	36
自己資本の構成に関する事項	37
自己資本の充実度に関する事項	38
信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高	39
一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	40
業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等	40
標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの 区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	42
標準的手法が適用されるエクスポージャーの ポートフォリオの区分ごとの内訳	43
リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	44
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	44
出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価等	44
出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	44
貸借対照表で認識され、かつ損益計算書で認識されない評価損益の額	44
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	44
金利リスクに関する事項	44

■ 貸借対照表

(単位：千円)

資産の部		
科 目	令和6年度	令和7年度
現 金	910,823	1,032,249
預け金	10,012,320	9,871,851
有価証券	11,112,825	9,657,259
国 債	—	—
地方債	796,038	396,896
社 債	4,694,208	4,603,080
株 式	342,810	418,006
その他の証券	5,279,769	4,239,276
貸出金	50,057,568	52,342,001
割引手形	96,663	57,679
手形貸付	870,060	881,870
証書貸付	45,651,511	48,702,990
当座貸越	3,439,333	2,699,461
その他資産	450,442	429,426
未決済為替貸	13,412	14,133
全信組連出資金	229,600	229,600
前払費用	360	55
未収収益	75,383	80,550
その他の資産	131,686	105,086
有形固定資産	942,025	957,287
建 物	363,108	344,770
土 地	543,370	543,370
その他の有形固定資産	35,547	69,146
無形固定資産	8,407	6,977
ソフトウェア	5,735	4,323
その他の無形固定資産	2,671	2,653
繰延税金資産	92,585	29,767
債務保証見返	369,630	359,706
貸倒引当金	△278,782	△ 241,106
(うち個別貸倒引当金)	(△268,572)	(△232,355)
合 計	73,677,846	74,445,421

負債及び純資産の部		
科 目	令和6年度	令和7年度
預金・積金	64,052,274	65,214,303
当座預金	837,259	1,007,697
普通預金	27,173,980	27,000,975
貯蓄預金	93,700	85,989
定期預金	33,349,727	34,395,189
定期積金	2,367,535	2,467,354
その他の預金	230,071	257,097
借入金	4,000,000	3,000,000
当座借越	4,000,000	3,000,000
その他負債	217,379	321,153
未決済為替借	18,488	19,726
未払費用	37,212	83,784
給付補填備金	957	2,300
未払法人税等	81,369	127,868
前受収益	7,524	8,723
払戻未済金	235	45
職員預り金	53,027	52,088
その他の負債	18,563	26,615
退職給付引当金	161,195	167,268
役員退職慰労引当金	48,934	57,805
偶発損失引当金	24,663	24,194
睡眠預金払戻損失引当金	396	1,118
再評価に係る繰延税金負債	39,194	39,194
債務保証	369,630	359,706
負 債 の 部 合 計	68,913,668	69,184,744
出資金	591,559	598,491
普通出資金	591,559	598,491
利益剰余金	4,133,072	4,474,738
利益準備金	579,000	591,000
その他利益剰余金	3,554,072	3,883,738
特別積立金	3,254,000	3,494,000
(うち目的積立金)	(2,764,000)	(3,004,000)
当期末処分剰余金	300,072	389,738
(当期純利益)	(262,795)	(353,183)
組合員勘定合計	4,724,631	5,073,230
その他有価証券評価差額金	△ 24,670	123,230
土地再評価差額金	64,216	64,216
評価・換算差額等合計	39,546	187,447
純 資 産 の 部 合 計	4,764,178	5,260,677
合 計	73,677,846	74,445,421

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、その他の有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日	平成11年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	227百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	331百万円

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)に基づき、以下により算出しております。

① 帯広市内に保有する事業用土地の評価は、同法施行令第2条第4号に定める地価税の課税対象価格(路線価)に合理的な調整を行って算出しております。

② 幕別町内、上士幌町内に保有する事業用土地の評価は、同法施行令第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △169百万円

- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～47年
その他	2年～18年

- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は、経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定の期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

貸出条件に問題のある債務者、履行条件に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という。）に対する債権についても、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定の期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

また、要管理先を除くその他要注意先（以下、「その他要注意先」という。）及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という。）に対する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定の期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて決定した予想損失率により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。

当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金基金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- （1）制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在）

年金資産の額	243,135百万円
年金財政計算上の数理債務の額	207,181百万円
差引額	35,953百万円

- （2）制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（自令和6年4月分 至令和7年3月分） 0.456%

- （3）補足説明

上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高8,850百万円及び財政上の剰余金44,804百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間7年の元利均等償却であり、当組合は当事業年度の計算書類上、特別掛金6百万円を費用処理しております。また、年金財政計算上の繰越不足金については（今期は繰越不足金はありません）、財政再計算に基づき必要に応じて特別掛金率を引き上げる等の方法により処理されることになります。

なお、（特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、）上記（2）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

- 収益の計上方法について、顧客との契約から生じる収益の計上時期は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点としております。また、顧客との契約から生じる収益に計上額は、財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で算出しております。

- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

貸倒引当金 241百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として、7.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来業績の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の債務者区分の判定に用いた仮定は不確実であり、これらが変化した場合には、翌事業年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

15. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
- このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
- 当組合は、貸付規程及び信用リスク管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
- 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
- 当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
- ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。
- 日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、理事会に報告しております。
- (ii) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、常務会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。
- このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- これらの情報は総務部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。
- (iii) 市場リスクに係る定量的情報
- 当組合の「市場リスク量」のうち有価証券についてはV a R(観測期間は5年、保有期間は120日、信頼区間は99%、分散・共分散法)を用いており、当該リスク量の算出に当たっては、各種リスクファクターに対する感応度及び各種リスクファクターの相関を考慮した変動性を用いております。令和8年3月31日において、当該リスク量の大きさは215百万円になります。
- 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、保有期間1日V a R(信頼区間99%)を用いてバックテストを行い、使用するモデルに十分な精度があることを検証しております。
- 預け金、貸出金、預金積金、借入金については金利リスク量をV a R(観測期間は5年、保有期間は240日、信頼区間は99%、モンテカルロ法)を用い、その合計を市場リスク量として定量分析を行っています。令和8年3月31日において、当該リスク量の大きさは47百万円になります。
- ただし、これらの当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほどの市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
- なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
16. 金融商品の時価等に関する事項
- 令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合等出資金は、次表には含めておりません(注2参照)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	9,871	9,669	△202
(2) 有価証券			
その他有価証券	9,630	9,630	-
(3) 貸出金(*1)	52,342		
貸倒引当金(*2)	△241		
	52,100	52,054	△46
金融資産計	71,603	71,353	△249
(1) 預金積金(*1)	65,214	64,798	△416
(2) 借入金(*1)	3,000	3,000	-
金融負債計	68,214	67,798	△416

- (*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
- (*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

- (1) 預け金
- 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金のうち、仕組預金は、取引金融機関から提示された価額を時価としており、その他のものについては、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。
- (2) 有価証券
- 株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価格を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価格を時価とみなしております。
- なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については17に記載しております。
- (3) 貸出金
- 貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。
- ① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。
- ② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を無リスク利率(又は市場金利)で割り引いた価格を時価とみなしております。

金融負債

- (1) 預金積金
- 要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の無リスク利率(または市場金利)で割り引いた価額を時価とみなしております。
- (2) 借入金
- 借入金については、残存期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合等出資金の貸借対照表価額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	26
組合等出資金(※2)	229
合 計	256

(※1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24・16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

17. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらは、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下20まで同様であります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
 (2) 満期保有目的有価証券に区分した有価証券はありません。
 (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。
 (4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	373	150	222
債 券	259	259	0
国 債	—	—	—
地 方 債	259	259	0
社 債	—	—	—
そ の 他	1,345	1,186	159
小 計	1,978	1,596	382

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	18	20	△2
債 券	4,740	4,839	△99
国 債	—	—	—
地 方 債	137	143	△6
社 債	4,603	4,696	△93
そ の 他	2,893	3,002	△109
小 計	7,651	7,862	△211
合 計	9,630	9,459	171

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

18. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

19. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
1,808百万円	135百万円	109百万円

20. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	1,453	3,459	37	49
国 債	—	—	—	—
地 方 債	259	49	37	49
社 債	1,193	3,409	—	—
そ の 他	599	2,738	557	—
合 計	2,052	6,197	594	49

21. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、「その他の資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	497百万円	貸出条件緩和債権額	一百万円
危険債権額	585百万円	合計額	1,083百万円
三月以上延滞債権額	一百万円		

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、57百万円であります。

23. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は8,371百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが8,371百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高高のものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

24. 有形固定資産の減価償却累計額 734百万円

25. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 347百万円

26. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		繰延税金資産小計	157百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	20百万円	評価性引当額	△22百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	46百万円	繰延税金資産合計	134百万円
繰延消費税等	0百万円	繰延税金負債	
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	16百万円	その他有価証券評価差額金	105百万円
減価償却損金算入限度超過額	1百万円	繰延税金負債合計	105百万円
その他有価証券評価差額金	57百万円	繰延税金資産の純額	29百万円
その他	15百万円		

27. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保に提供している資産 預け金 3,000百万円
 担保資産に対応している債務 借入金 3,000百万円
 上記のほか、為替取引のために預け金1,100百万円を担保として提供しているほか、全国信用組合保障基金として預け金203百万円を担保として提供しております。

28. 出資1口当たりの純資産額は4,394円94銭です。

■ 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
経常収益	1,332,606	1,658,828
資金運用収益	1,224,461	1,455,992
貸出金利息	1,041,542	1,229,403
預け金利息	31,618	49,399
有価証券利息配当金	145,237	171,129
その他の受入利息	6,063	6,060
役務取引等収益	45,640	49,010
受入為替手数料	14,246	14,433
その他の役務収益	31,393	34,576
その他業務収益	11,459	111,054
国債等債券売却益	9,789	109,119
その他の業務収益	1,670	1,934
その他経常収益	51,045	42,771
貸倒引当金戻入益	38,049	12,112
株式等売却益	11,057	25,974
その他の経常収益	1,938	4,684
経常費用	982,068	1,175,129
資金調達費用	40,590	138,809
預金利息	39,294	136,441
給付補填備金繰入額	532	1,628
借入金利息	497	482
その他の支払利息	266	257
役務取引等費用	86,515	92,251
支払為替手数料	8,761	8,782
その他の役務費用	77,753	83,469
その他業務費用	45,776	109,945
国債等債券売却損	45,631	109,810
その他の業務費用	145	134
経 費	789,331	820,867
人件費	529,550	544,969
物件費	235,234	246,344
税金	24,545	29,553
その他経常費用	19,853	13,256
その他の経常費用	19,853	13,256
経常利益	350,538	483,698
特別利益	24	—
固定資産処分益	24	—
特別損失	150	213
固定資産処分損	124	192
その他の特別損失	26	21
税引前当期純利益	350,412	483,485
法人税・住民税及び事業税	80,000	125,000
法人税等調整額	7,617	5,301
法人税等合計	87,617	130,301
当期純利益	262,795	353,183
繰越金(当期首残高)	37,277	36,554
当期末処分剰余金	300,072	389,738
	(注) 1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。 なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。 2.出資1口当たりの当期純利益 224円67銭	(注) 1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。 なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。 2.出資1口当たりの当期純利益 296円97銭

(単位：円)

■ 剰余金処分計算書

	令和6年度	令和7年度
当期末処分剰余金	300,072,820	389,738,660
計	300,072,820	389,738,660
剰余金処分額	263,517,932	358,758,207
利益準備金	12,000,000	7,000,000
出資に対する配当金	11,517,932	11,758,207
経営安定強化積立金	240,000,000	340,000,000
繰越金(当期末残高)	36,554,888	30,980,453

■ 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は、当組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第70期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和8年6月25日

十勝信用組合

理事長 橋場 幸一

監査報告書

私たち監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第70期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査規程に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部検査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、本部・本店において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(協同組合による金融事業に関する法律施行規則第27条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告及びその附属明細書の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当組合の状況を正しく示しているものと認めます。

② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和8年6月27日

十勝信用組合
常務監事 八代 進
監事 木野村 英明

(注) 監事 木野村英明は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の3第1項に定める員外監事です。

■ 法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」につきましては、会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。

本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」に基づき作成しておりますが、ディスクロージャー誌そのものについては監査を受けておりません。

■ 継続企業の前提の重要な疑義

該当はありません。

■ 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）

■ 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支

(単位：千円)

科 目		令和6年度	令和7年度
資金運用収支	資金運用収益	1,224,461	1,455,992
	資金調達費用	40,590	138,809
		1,183,870	1,317,183
役務取引等収支	役務取引等収益	45,640	49,010
	役務取引等費用	86,515	92,251
		△ 40,875	△ 43,241
その他の業務収支	その他業務収益	11,459	111,054
	その他業務費用	45,776	109,945
		△ 34,317	1,109
業務粗利益		1,108,678	1,275,051
業務粗利益率		1.56	1.78
業務純益		326,559	463,055
実質業務純益		326,559	463,055
コア業務純益		362,401	463,745
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)		362,401	463,745

(注) 1. 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100
 2. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
 3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
 4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債権損益

■ 総資金利鞘

(単位：%)

区 分	令和6年度	令和7年度
資金運用利回	1.72	2.04
資金調達原価率	1.21	1.39
総資金利鞘	0.51	0.65

■ 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

項 目	年 度	平均残高(百万円)	利息(千円)	利回り(%)
資金運用勘定	令和6年度	70,869	1,224,461	1.72
	令和7年度	71,327	1,455,992	2.04
うち貸出金	令和6年度	47,110	1,041,542	2.21
	令和7年度	49,849	1,229,403	2.46
うち預け金	令和6年度	12,635	31,618	0.25
	令和7年度	10,376	49,399	0.47
うち金融機関貸付等	令和6年度	—	—	—
	令和7年度	—	—	—
うち有価証券	令和6年度	10,894	145,237	1.33
	令和7年度	10,871	171,129	1.57
資金調達勘定	令和6年度	67,756	40,590	0.05
	令和7年度	67,974	138,809	0.20
うち預金積金	令和6年度	67,519	39,826	0.05
	令和7年度	67,797	138,069	0.20
うち譲渡性預金	令和6年度	—	—	—
	令和7年度	—	—	—
うち借入金	令和6年度	183	497	0.27
	令和7年度	126	482	0.38

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（令和6年度は95百万円、令和7年度は103百万円）を控除して表示しております。

■ 受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
受取利息の増減	108,264	231,531
支払利息の増減	31,342	98,218

■ 総資産利益率

(単位：%)

区 分	令和6年度	令和7年度
総資産経常利益率	0.48	0.65
総資産当期純利益率	0.36	0.48

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

■ 1店舗当たりの預金・貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
1店舗当たりの預金残高	8,006	8,151
1店舗当たりの貸出金残高	6,257	6,542

■ 職員1人当たりの
預金・貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
職員1人当たりの預金残高	889	846
職員1人当たりの貸出金残高	695	679

■ 経費の内訳

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
人件費	529,550	544,969
報酬給料手当	424,278	441,492
退職給付費用	33,838	27,279
その他	71,433	76,197
物件費	235,234	246,344
事務費	115,448	123,929
固定資産費	31,723	31,628
事業費	26,022	22,430
人事厚生費	7,916	12,135
減価償却費	44,129	46,234
その他	9,994	9,987
税 金	24,545	29,553
合 計	789,331	820,867

■ 役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
役務取引等収益	45,640	49,010
受入為替手数料	14,246	14,433
その他の受入手数料	29,006	31,584
その他の役務取引等収益	2,386	2,992
役務取引等費用	86,515	92,251
支払為替手数料	8,761	8,782
その他の支払手数料	69,140	74,998
その他の役務取引費用	8,613	8,470

■ その他業務収益

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
国債等債券売却益	9,789	109,119
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	1,670	1,934
合 計	11,459	111,054

■ 預貸率・預証率の
期末値及び期中平均値

(単位：%)

区 分	令和6年度	令和7年度
預貸率	期末	78.15
	期中平均	69.77
預証率	期末	17.34
	期中平均	16.13

(注) 1. 預貸率= $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
 2. 預証率= $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

■ 預金種目別平均残高

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	31,576,669	46.77	31,502,761	46.47
定期性預金	35,822,755	53.06	36,179,037	53.36
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	120,000	0.18	115,456	0.17
合 計	67,519,425	100.00	67,797,254	100.00

(注) 1、流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2、定期性預金＝定期預金＋定期積金

3、その他の預金＝別段預金＋納税準備預金

4、構成比は小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを記載しております。

■ 固定金利、変動金利の
区分ごとの定期預金残高

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和7年度
固定金利定期預金	33,349,727	34,395,189
変動金利定期預金	—	—

※定期預金は、預入時に満期までの利率が確定するものであり、変動金利の取扱いはありません。

■ 財形貯蓄残高

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和7年度
財形貯蓄残高	23,494	25,265

■ 預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	47,312	73.86	48,274	74.02
一般法人	13,155	20.54	13,398	20.54
金融機関	31	0.05	34	0.05
公 金	3,553	5.55	3,508	5.38
合 計	64,052	100.00	65,214	100.00

(注) 構成比は小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを記載しております。

■ 内国為替取扱状況

(単位：百万円)

区 分		令和6年度		令和7年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金振込	仕 向 為 替	27,931	28,537	28,387	28,918
	被仕向為替	59,296	35,597	60,026	35,718
代金取立	仕 向 為 替	0	0	0	0
	被仕向為替	0	0	0	0

■ 貸出金種類別平均残高

(単位：千円、%)

科 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	97,149	0.21	53,915	0.11
手形貸付	1,207,012	2.56	1,239,518	2.49
証書貸付	43,932,085	93.25	46,375,922	93.03
当座貸越	1,873,773	3.98	2,180,592	4.37
合 計	47,110,020	100.00	49,849,949	100.00

(注) 構成比は小数点第3位を四捨五入しております。

■ 固定金利及び変動金利の 区分ごとの貸出金残高

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和7年度
固定金利貸出	13,751,976	13,777,819
変動金利貸出	36,305,592	38,564,182
合 計	50,057,568	52,342,001

■ 貸出金業種別残高、構成比

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製造業	647,180	1.3	557,415	1.1
農業、林業	411,721	0.8	428,185	0.8
漁業	58,708	0.1	54,988	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	226,508	0.5	207,206	0.4
建設業	5,396,197	10.8	4,917,902	9.4
電気、ガス、熱供給、水道業	2,374,886	4.7	2,322,563	4.4
情報通信業	121,515	0.2	124,611	0.2
運輸業、郵便業	672,367	1.3	666,094	1.3
卸売業、小売業	3,012,940	6.0	3,428,647	6.6
金融業、保険業	918,368	1.8	1,206,073	2.3
不動産業	16,595,342	33.2	18,706,536	35.7
物品賃貸業	57,899	0.1	42,109	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	699,267	1.4	674,448	1.3
宿泊業	381,702	0.8	382,745	0.7
飲食業	1,462,961	2.9	1,502,019	2.9
生活関連サービス業、娯楽業	474,621	0.9	580,128	1.1
教育、学習支援業	—	—	—	—
医療、福祉	65,031	0.1	78,665	0.2
その他のサービス	1,706,513	3.4	1,727,297	3.3
その他の産業	401,571	0.8	338,976	0.6
小 計	35,685,305	71.3	37,946,615	72.5
国・地方公共団体等	871,307	1.7	916,792	1.8
個人(住宅・消費・納税資金等)	13,500,954	27.0	13,478,593	25.8
合 計	50,057,568	100.0	52,342,001	100.0

(注) 1、構成比は小数点第2位を四捨五入しております。

2、業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ 担保の種類別の貸出金残高

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和7年度
当組合預金積金	585,043	748,321
有価証券	—	—
動 産	2,256,984	1,966,089
不動産	22,698,975	25,736,359
信用保証協会・信用保険	6,559,386	6,398,922
保 証	11,560,815	11,135,513
信 用	6,376,361	6,336,795
その他	20,000	20,000
合 計	50,057,568	52,342,001

■ 担保の種類別の 債務保証見返額

(単位：千円)

区 分	債務保証見返額	
	令和6年度	令和7年度
当組合預金積金	3,876	4,286
有価証券	—	—
動 産	—	—
不動産	144,970	166,764
信用保証協会・信用保険	2,010	1,595
保 証	218,774	187,061
信 用	—	—
その他	—	—
合 計	369,630	359,706

■ 貸出金使途別残高

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和7年度
運転資金	13,294,048	13,116,636
設備資金	36,763,519	39,225,364
合 計	50,057,568	52,342,001

■ 貸出金種類別残高

(単位：千円、%)

科 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	96,663	0.19	57,679	0.11
手形貸付	870,060	1.74	881,870	1.68
証書貸付	45,651,511	91.20	48,702,990	93.05
当座貸越	3,439,333	6.87	2,699,461	5.16
合 計	50,057,568	100.00	52,342,001	100.00

(注) 構成比は小数点第3位を四捨五入しております。

■ 消費者ローン・ 住宅ローンの残高

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
消費者ローン	1,425	1,752
住宅ローン	5,252	5,325
合 計	6,678	7,078

■ 代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
全国信用協同組合連合会	267	216
(株)商工組合中央金庫	66	77
(株)日本政策金融公庫(中小企業事業)	—	—
(株)日本政策金融公庫(国民生活事業)	10	7
合 計	344	301

■ 有価証券種類別
平均残高

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
	金 額	金 額
国 債	197	—
地方債	872	687
社 債	4,746	5,292
株 式	186	220
その他の証券	4,890	4,670
合 計	10,894	10,871

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

■ 有価証券種類別の
残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
国 債	6年度	—	—	—	—	—	—
	7年度	—	—	—	—	—	—
地方債	6年度	100	265	106	323	—	796
	7年度	259	49	37	49	—	396
社 債	6年度	499	3,333	673	87	99	4,594
	7年度	1,193	3,409	—	—	—	4,603
株 式	6年度	—	—	—	—	342	342
	7年度	—	—	—	—	418	418
外国証券	6年度	500	3,088	827	447	—	4,863
	7年度	599	2,737	557	—	—	3,893
その他の証券	6年度	3	—	—	—	412	416
	7年度	0	0	—	—	344	345
合 計	6年度	1,102	6,688	1,607	858	855	11,112
	7年度	2,052	6,197	594	49	762	9,657

■ 有価証券の取得価格
または契約価格、
時価及び評価損益

有価証券の時価等情報

1. 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
2. 満期保有目的有価証券に区分した有価証券はありません。
3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

4. その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	259	170	88	373	150	222
	債 券	529	525	4	259	259	0
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	428	425	3	259	259	0
	社 債	100	100	0	—	—	—
	その他	2,118	1,948	170	1,345	1,186	159
	小 計	2,907	2,644	263	1,978	1,596	382
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	56	60	△ 3	18	20	△ 2
	債 券	4,961	5,112	△ 151	4,740	4,839	△ 99
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	367	412	△ 44	137	143	△ 6
	社 債	4,593	4,700	△ 106	4,603	4,696	△ 93
	その他	3,160	3,303	△ 142	2,893	3,002	△ 109
	小 計	8,178	8,475	△ 297	7,651	7,862	△ 211
合 計		11,085	11,120	△ 34	9,630	9,459	171

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

5. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	26	26
組合等出資金	229	229
合 計	256	256

■ 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	4,713,113	5,061,471
うち、出資金及び資本剰余金の額	591,559	598,491
うち、利益剰余金の額	4,133,072	4,474,738
うち、外部流出予定額(△)	11,517	11,758
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	10,284	8,750
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	10,284	8,750
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	4,723,398	5,070,222
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージサービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	6,053	5,023
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージサービシング・ライツに係るもの以外の額	6,053	5,023
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージサービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージサービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	6,053	5,023
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	4,717,345	5,065,199
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	39,876,356	39,374,258
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,860,687	1,972,791
信用リスク・アセット調整額		
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	41,737,044	41,347,050
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	11.30	12.25

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

■ 自己資本の 充実度に 関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和6年度		令和7年度	
	リスクアセット	所要自己資本額	リスクアセット	所要自己資本額
イ、信用リスクアセット、所要自己資本の額合計	39,876	1,595	39,374	1,574
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	39,379	1,575	38,701	1,548
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	60	2	60	2
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10	0	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け	3,992	159	3,729	149
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	862	34	782	31
カバードボンド向け	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	10,700	428	10,646	425
特定貸付債権向け	220	8	206	8
中堅中小企業等向け及び個人向け	4,038	161	3,967	158
トランザクター向け	44	1	46	1
不動産関連向け	16,297	651	17,373	694
自己居住用不動産等向け	1,848	73	1,902	76
賃貸用不動産向け	12,212	488	13,362	534
事業用不動産関連向け	2,236	89	2,107	84
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
延滞等向け	306	12	319	12
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	81	3	76	3
取立未済手形	2	0	3	0
信用保証協会等による保証付	155	6	182	7
株式等	257	10	257	10
上記以外	3,476	139	2,086	83
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,412	56	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	229	9	229	9
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	40	1	199	7
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していないその他金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	598	23	599	23
上記以外のエクスポージャー	1,195	47	1,057	42
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用部分	—	—	—	—
短期STC要件適用部分	—	—	—	—
不良債権証券化適用部分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	496	19	672	26
ルックスルー方式	496	19	672	26
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスクアセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ、オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,860	74	1,972	78
BI	—	—	—	—
BIC	—	—	—	—
ハ、単体リスクアセットの合計額及び総所要自己資本額(イ+ロ)	41,737	1,669	41,347	1,653

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当組合では、マーケットリスクに関する事項は該当ありません。
5. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

■ 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分		信用リスクエクスポージャー期末残高				延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティ フ以外のオフ・バラ ンス取引		債 券			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国内	70,280	72,559	51,265	53,543	6,338	6,250	639	603
国外	4,047	2,636	－	－	4,047	2,636	－	－
地域別合計	74,328	75,195	51,265	53,543	10,385	8,887	639	603
製造業	2,120	1,808	651	561	1,400	1,197	14	－
農業、林業	508	548	508	548	－	－	0	0
漁業	58	55	58	55	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	226	207	226	207	－	－	－	－
建設業	5,943	5,612	5,763	5,374	100	198	49	43
電気、ガス、熱供給、水道業	2,613	2,458	2,413	2,358	200	100	－	－
情報通信業	421	724	121	124	300	600	0	0
運輸業、郵便業	1,238	1,147	740	748	498	398	36	37
卸売業、小売業	3,643	4,046	3,223	3,625	400	400	43	50
金融業、保険業	16,885	16,131	946	1,226	5,841	4,982	－	－
不動産業	17,202	19,129	16,902	19,029	300	100	87	11
物品賃貸業	62	47	62	47	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	852	828	852	828	－	－	－	67
宿泊業	381	382	381	382	－	－	235	224
飲食業	1,646	1,674	1,646	1,674	－	－	2	1
生活関連サービス業、娯楽業	604	746	604	746	－	－	13	12
教育、学習支援業	－	－	－	－	－	－	－	－
医療、福祉	67	79	67	79	－	－	1	1
その他のサービス	2,028	2,059	1,923	1,955	103	102	13	15
その他の産業	401	339	401	339	－	－	－	－
国・地方公共団体等	2,115	1,726	872	917	1,242	808	－	－
個人	12,895	12,710	12,895	12,710	－	－	141	136
その他	2,406	2,730	－	－	－	－	－	－
業種別合計	74,328	75,195	51,265	53,543	10,385	8,887	639	603
1年以下	42,552	44,964	36,418	38,701	1,100	2,058		
1年超3年以下	8,614	9,866	4,953	5,235	3,661	3,830		
3年超5年以下	8,515	6,818	3,984	3,758	3,130	2,459		
5年超7年以下	3,469	2,293	1,853	1,709	1,516	483		
7年超10年以下	2,528	2,553	1,984	1,998	44	55		
10年超	2,232	1,468	899	968	833	－		
期間の定めのないもの	4,008	4,501	1,172	1,170	100	－		
その他	2,406	2,730	－	－	－	－		
残存期間別合計	74,328	75,195	51,265	53,543	10,385	8,887		

- (注) 1.「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
- 2.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
- 3.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、その他資産等が含まれます。
- 4.CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
- 5.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

項 目		期末残高	当期増減額
一般貸倒引当金	令和6年度	10	0
	令和7年度	8	△ 1
個別貸倒引当金	令和6年度	268	△ 50
	令和7年度	232	△ 36
合 計	令和6年度	278	△ 49
	令和7年度	241	△ 37

- (注) 1. 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。
 2. 当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

■ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

区 分	個別貸倒引当金				貸出金償却額	
	期末残高		期中増 減額			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製造業	14	—	△0	△ 14	—	—
農業、林業	0	0	0	0	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	13	13	△ 1	0	—	—
卸売業、小売業	39	36	△ 13	△ 3	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業	11	3	△ 15	△ 8	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—
宿泊業	170	162	△ 11	△ 8	—	—
飲食業	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	8	8	△ 9	0	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	—	—	—	—	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個人	9	6	1	△ 3	—	—
合計	268	232	△ 50	△ 36	—	—

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計(CCF/信用リスク削減効果適用後)											
	0%	10%	20%	25%	30%	35%	40%	45%	50%	60%	70%	
	令和6年度											
現金	910	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	300	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	1,815	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際開発銀行等向け	199	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方公共団体金融機構向け	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方三公社向け	103	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	9,890	—	1,072	—	472	—	800	—	100	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	200	—	200	—	400	—	300	—	100	
カバードボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	700	—	—	—	—	—	3,221	—	—	
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	3	—	—	—	—	98	1,327	—	—	
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	98	—	—	—	
不動産関連向け	—	—	927	459	2,366	940	518	6,800	746	5,161	1,265	
自己居住用不動産等向け	—	—	927	459	810	—	518	—	746	—	1,027	
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	1,556	940	—	6,800	—	5,161	—	
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	237	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	82	—	—	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
取立未済手形	—	—	13	—	—	—	—	—	—	—	—	
信用保証協会等による保証付	4,517	1,557	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計	7,545	1,657	11,834	459	3,438	940	991	6,898	6,178	5,161	1,365	

	資産の額及び与信相当額の合計(CCF/信用リスク削減効果適用後)										
	75%	80%	85%	90%	100%	105%	110%	150%	250%	その他	合計
	令和6年度										
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	910
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	300
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,815
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	199
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	103
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	200	100	—	—	—	—	—	100	—	232	12,967
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	200	100	—	—	—	—	—	100	—	—	1,600
カバードボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	800	—	7,023	—	2,379	—	—	—	—	—	14,124
特定貸付債権向け	—	—	—	—	220	—	—	—	—	—	220
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,921	—	—	—	1,138	—	—	—	—	—	5,489
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	98
不動産関連向け	4,959	—	—	972	—	1,357	1,061	99	—	—	27,636
自己居住用不動産等向け	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,499
賃貸用不動産向け	4,951	—	—	—	—	1,357	—	81	—	—	20,847
事業用不動産関連向け	—	—	—	972	—	—	1,061	18	—	—	2,289
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	25	—	—	159	—	—	267
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	81	—	—	—	—	—	81
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,074
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	257	—	257
合計	8,881	100	7,023	972	3,624	1,357	1,061	359	257	232	70,341

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計(CCF/信用リスク削減効果適用後)										
	0%	10%	20%	25%	30%	35%	40%	45%	50%	60%	70%
	令和7年度										
現金	1,032	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	300	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,426	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行等向け	199	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	102	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	9,657	—	1,135	—	400	—	500	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	200	—	300	—	300	—	300	—	—
カバードボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	500	—	—	—	—	—	3,817	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	4	—	—	—	—	102	1,702	—	—
トランザクター向け	—	—	1	—	—	—	—	102	—	—	—
不動産関連向け	—	—	947	374	2,444	1,513	520	7,317	829	6,322	1,316
自己居住用不動産等向け	—	—	947	374	833	—	520	—	829	—	1,066
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	1,610	1,513	—	7,317	—	6,322	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	249
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	80	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	14	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	4,023	1,824	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	6,784	1,824	11,422	374	3,579	1,513	921	7,420	6,930	6,322	1,316

	資産の額及び与信相当額の合計(CCF/信用リスク削減効果適用後)										
	75%	80%	85%	90%	100%	105%	110%	150%	250%	その他	合計
	令和7年度										
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,032
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	300
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,426
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	199
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	102
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	200	100	—	—	—	—	—	100	—	237	12,331
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	200	100	—	—	—	—	—	100	—	—	1,500
カバードボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	599	—	6,744	—	2,454	—	—	—	—	—	14,116
特定貸付債権向け	—	—	—	—	206	—	—	—	—	—	206
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,723	—	—	—	1,026	—	—	—	—	—	5,559
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	103
不動産関連向け	5,427	—	—	973	288	866	924	22	—	—	30,089
自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,572
賃貸用不動産向け	5,427	—	—	—	272	866	—	7	—	—	23,338
事業用不動産関連向け	—	—	—	973	16	—	924	15	—	—	2,179
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	21	—	—	171	—	—	273
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	76	—	—	—	—	—	76
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,847
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	197	—	197
合計	8,951	100	6,744	973	3,867	866	924	294	197	237	71,567

■ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF-信用リスク削減効果適用前				CCF-信用リスク削減効果適用後						リスク・ウェイト の加重平均値	
	オン・バランス 資産項目		オフ・バランス 資産項目		オン・バランス 資産項目		オフ・バランス 資産項目		信用リスク・ アセットの額			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
現金	910	1,032	—	—	910	1,032	—	—	—	—	0%	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	300	300	—	—	300	300	—	—	60	60	20%	20%
国際決済銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,815	1,426	—	—	1,815	1,426	—	—	—	—	0%	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	199	199	—	—	199	199	—	—	—	—	0%	0%
地方公共団体金融機構向け	100	—	—	—	100	—	—	—	10	—	10%	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	103	102	—	—	103	102	—	—	—	—	0%	0%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,967	2,331	—	—	2,967	2,331	—	—	3,992	3,729	31%	30%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,600	1,500	—	—	1,600	1,500	—	—	862	782	54%	52%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	3,971	3,970	1,146	1,435	3,826	3,799	298	316	10,700	10,646	76%	75%
特定貸付債権向け	220	206	—	—	220	206	—	—	220	206	100%	100%
中堅中小企業等向け及び個人向け	5,593	5,764	7,439	7,294	5,167	5,234	321	325	4,038	3,967	74%	71%
トランザクター向け	—	—	1,463	1,434	—	—	98	103	44	46	45%	45%
不動産関連向け	27,655	30,102	—	—	27,636	30,089	—	—	16,297	17,373	59%	58%
自己居住用不動産等向け	4,499	4,572	—	—	4,499	4,572	—	—	1,848	1,902	41%	42%
賃貸用不動産向け	20,860	23,346	—	—	20,847	23,338	—	—	12,212	13,362	59%	57%
事業用不動産関連向け	2,295	2,184	—	—	2,289	2,179	—	—	2,236	2,107	98%	97%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	285	292	—	—	267	273	—	—	306	319	114%	117%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	81	76	—	—	81	76	—	—	81	76	100%	100%
取立未済手形	13	19	—	—	13	19	—	—	2	3	20%	20%
信用保証協会等による保証付	6,159	5,916	—	—	6,074	5,847	—	—	155	182	3%	3%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	257	197	—	—	257	197	—	—	257	257	100%	130%
合計									35,903	36,615		

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

■ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

公示で定める リスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCFの 加重平均値(%)		資産の額及び与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)	
	オン・バランス 資産項目		オフ・バランス 資産項目					
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
40%未満	25,968	25,569	—	18	—	10.000	25,875	25,499
40%～70%	20,500	22,814	1,463	1,422	9.997	10.000	20,595	22,911
75%	9,066	9,116	5,784	5,646	10.873	10,647	8,881	8,951
80%	100	100	—	—	—	—	100	100
85%	6,910	6,637	743	1,032	41.060	31.586	7,023	6,744
90%～100%	4,576	4,943	594	609	15.829	15.231	4,597	4,841
105%～130%	2,423	1,795	—	—	—	—	2,418	1,790
150%	377	313	—	—	—	—	359	294
250%	257	197	—	—	—	—	257	197
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	232	237	—	—	—	—	232	237
合計	70,413	71,726	8,585	8,730	13.682	13.337	70,341	71,567

(注) 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(単位：百万円)

■ 信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー	1,246	1,322	103	102	—	—

(注) 1、当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2、上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

(単位：百万円)

■ 出資等又は株式等 エクスポージャーの 貸借対照表計上額及び時価等

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	315	315	391	391
非上場株式等	256	—	256	—
合 計	572	315	647	391

(注) 本項目の記載対象となるエクスポージャーには、「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

(単位：百万円)

■ 出資等又は株式等 エクスポージャーの 売却及び償却に伴う損益の額

区 分	令和6年度	令和7年度
売却益	11	25
売却損	—	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

(単位：百万円)

■ 貸借対照表で認識され、 かつ損益計算書で 認識されない評価損益の額

区 分	令和6年度	令和7年度
評価損益	△34	171

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

(単位：百万円)

■ リスク・ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャーに 関する事項

区 分	令和6年度	令和7年度
ルックス・スルー方式を適用するエクスポージャー	505	402
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(単位：百万円)

■ 金利リスクに関する事項

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ		ロ	
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	120	242	▲ 51	▲ 28
2	下方パラレルシフト	0	0	52	29
3	スティープ化	262	298		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	262	298	52	29
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	5,065		4,717	

(注) 1、金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。

また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払に関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支給時期 c. 支給方法

(2) 令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	65

(注 1. 対象役員に該当する理事は10名、監事は2名です。)

) 2. 上記内訳は「基本報酬」63百万円、「賞与」2百万円となっております。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬などに関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに関与しなかった報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

法定開示項目一覧

協金法施行規則第69条により次の項目を開示しています。

	頁
1 組合の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
イ 事業の組織	04
ロ 理事及び監事の氏名及び役職名	04
ハ 会計監査人の名称	04
ニ 事務所の名称及び所在地	04
ホ 組合代理業者に関する事項	該当なし
2 組合の主要な事業の内容	16
3 組合の主要な事業に関する次に掲げる事項	
イ 直近の事業年度における事業の概況	05
ロ 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項	
(1) 経常収益	05
(2) 経常利益又は経常損失	05
(3) 当期純利益又は当期純損失	05
(4) 出資総額及び出資総口数	05
(5) 純資産額	05
(6) 総資産額	05
(7) 預金積金残高	05
(8) 貸出金残高	05
(9) 有価証券残高	05
(10) 単体自己資本比率	05
(11) 出資に対する配当金	05
(12) 職員数	05
(13) 信託報酬	該当なし
(14) 信託勘定貸出金残高	該当なし
(15) 信託勘定有価証券残高	該当なし
(16) 信託財産額	該当なし
ハ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
(1) 主要な業務の状況を示す指標	
ア 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	31
イ 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	31
ロ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	31
エ 受取利息及び支払利息の増減	31
オ 総資産経常利益率	31
カ 総資産当期純利益率	31
(2) 預金に関する指標	
ア 流動性預金、定期性預金及び譲渡性預金その他の預金の平均残高	33
イ 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金残高	33
(3) 貸出金等に関する指標	
ア 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	34
イ 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高	34
ロ 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	34-35
エ 使途別の貸出金残高	35
オ 業種別の貸出金残高及び貸出金総額に占める割合	34
カ 預貸率の期末値及び期中平均値	32
(4) 有価証券に関する指標	
ア 商品有価証券の種類別の平均残高	該当なし
イ 有価証券の種類別の残存期間別の残高	36
ロ 有価証券の種類別の平均残高	36
エ 預証率の期末値及び期中平均値	32
(5) 信託業務に関する指標	該当なし
4 組合の事業の運営に関する次に掲げる事項	
イ リスク管理の体制	08-11
ロ 法令遵守の体制	12-14
ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	19-22
ニ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める事項	
(1) 指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合当該信用協同組合等が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称	該当なし
(2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合当該信用協同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	23
5 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	25-30
ロ 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全引当状況	07
ハ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額	該当なし
ニ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	
【定性的な開示事項】	
(1) 自己資本調達手段の概要	06
(2) 自己資本充実度に関する評価方法の概要	06
(3) 信用リスクに関する次に掲げる事項	
ア リスク管理の方針及び手続の概要	08
イ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
① リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	09
② エクスポージャーの種類ごとのリスクウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	09
(4) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	09
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	該当なし
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	該当なし

(7) オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項	
ア オペレーショナル・リスク管理の方針及び手続の概要	10
イ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	10
(8) 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	10-11
(9) 金利リスクに関する次に掲げる事項	
ア 金利リスク管理の方針及び手続の概要	11
イ 内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要	11
【定量的な開示事項】	
(1) 自己資本充実状況(自己資本比率明細)	37
(2) 自己資本の充実度に関する事項	38
イ 信用リスクに対する所要自己資本額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	38
(ア) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	38
(イ) 証券化エクスポージャー	38
(ウ) リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー	38
ロ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	38
ハ 自己資本比率告示第11条の算式の分母の額に4パーセントを乗じた額	38
(3) 信用リスクに関する次に掲げる事項	
イ 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高	39
ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びこれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳	
(ア) 地域別	39
(イ) 業種別	39
(ウ) 残存期間別	39
ハ 延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	39
(ア) 地域別	39
(イ) 業種別	39
ニ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	40
(ア) 業種別	40
ホ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等	40
ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスクウェイトの区分ごとの内訳	41～
ト 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳	42
チ リスクウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	43
(4) 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項	44
イ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	44
(ア) 適格金融資産担保	
ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャーの額	44
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	該当なし
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	該当なし
(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
イ 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額	
(ア) 上場している出資等又は株式等エクスポージャー	44
(イ) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	44
ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	44
ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	44
ニ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	44
(8) リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
(9) 金利リスクに関する事項	44
ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	44
(1) 有価証券	
(2) 金銭信託	該当なし 36
(3) 第41条第1項第5号に掲げる取引	該当なし
ヘ 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	
ト 貸出金償却の額	40
チ 会計監査人の監査	07
リ 報酬体系について	30
6 継続企業の前提の重要な疑義	該当なし 45



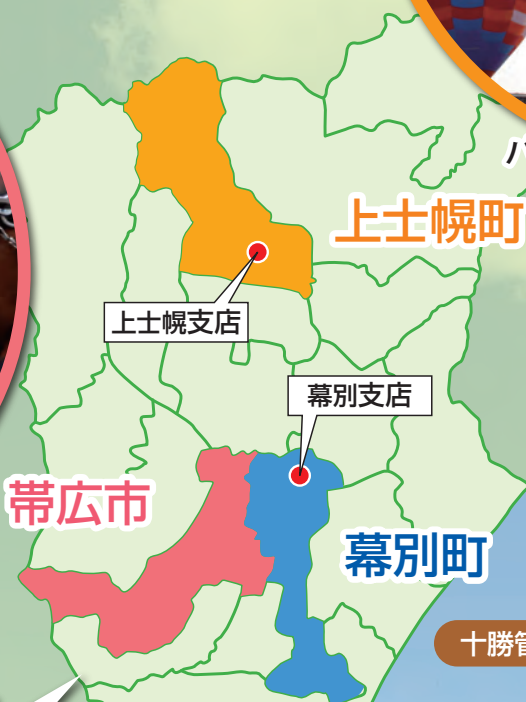
十勝信用組合営業地区・店舗



ばんえい十勝
(帯広市)



バルーンフェスティバル
(上士幌町)



パークゴルフ
(幕別町)



2026/03/05

トピックス

○令和8年3月3日～6日
十信会ウィンターツアー
(宮崎県)

つなげます
今日までの歩みは
明日への笑顔。

〈窓口担当〉

店舗一覧表

《事務所の名称・所在地・自動機器（ATM）設置状況》

（令和8年6月24日現在）

本店	〒080-0010	帯広市大通南9丁目18・20番地	TEL. 0155-23-1371	FAX. 0155-24-0354	ATM 2台
緑ヶ丘支店	〒080-0026	帯広市西16条南4丁目60番17	TEL. 0155-41-8131	FAX. 0155-41-8133	ATM 2台
北支店	〒080-0802	帯広市東2条南5丁目13番地	TEL. 0155-23-2135	FAX. 0155-24-0327	ATM 1台
幕別支店	〒089-0603	中川郡幕別町本町93番地2	TEL. 0155-54-2428	FAX. 0155-54-4324	ATM 1台
上士幌支店	〒080-1408	河東郡上士幌町字上士幌東3線237番地	TEL. 01564-2-3111	FAX. 01564-2-4144	ATM 1台
南支店	〒080-0015	帯広市西5条南21丁目1番地	TEL. 0155-27-2298	FAX. 0155-24-0391	ATM 2台
西支店	〒080-0028	帯広市西18条南2丁目10番地3	TEL. 0155-33-9191	FAX. 0155-35-6819	ATM 2台
啓北支店	〒080-0043	帯広市西13条北4丁目1番地22	TEL. 0155-33-1212	FAX. 0155-33-1215	ATM 1台

TOKACHI SHINKUMI
DISCLOSURE
2026

